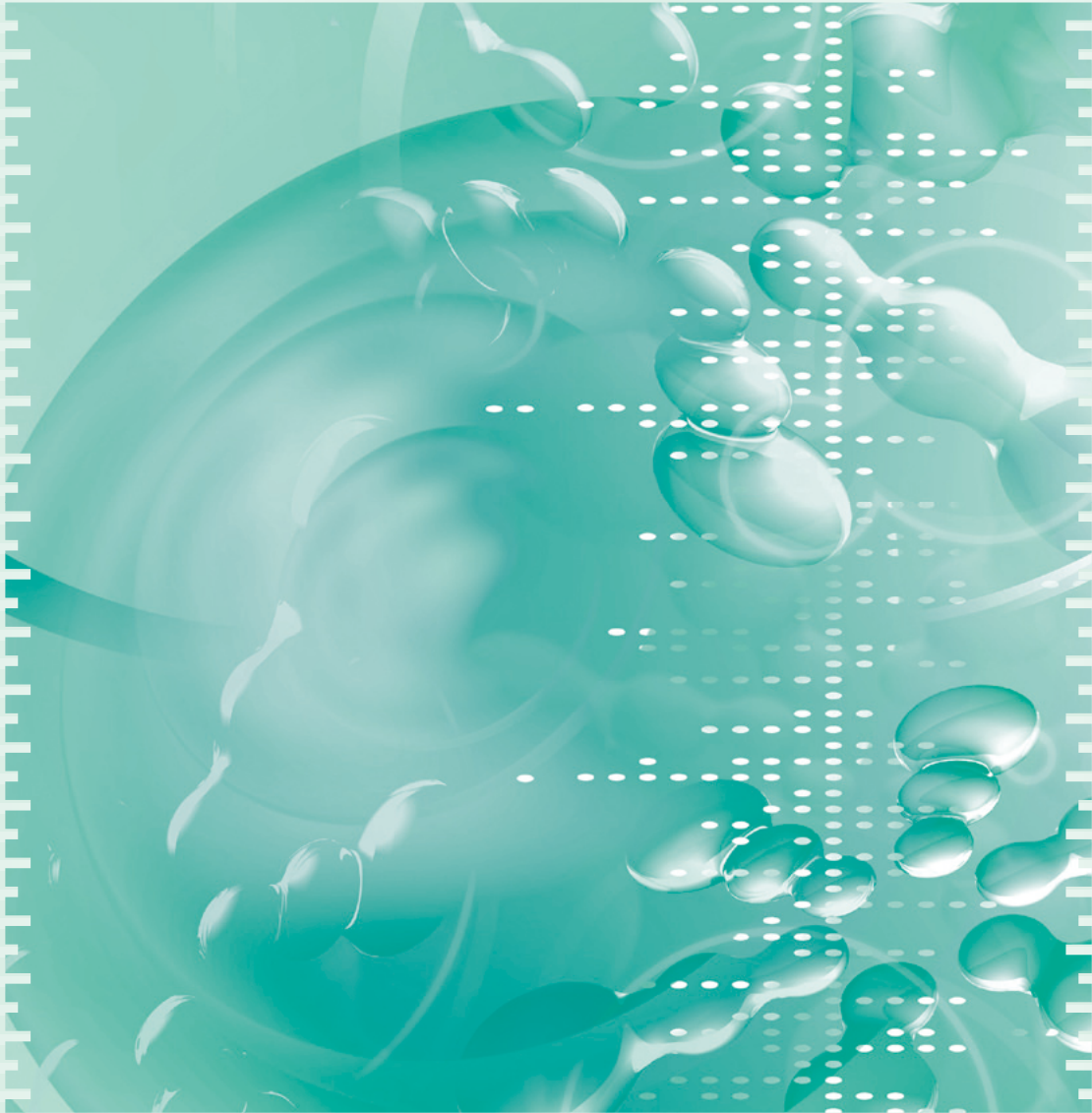


常磐大学大学院

常磐大学大学院学術論究

Scientific Journal of Tokiwa University Graduate School



第6, 7合併号 Vol. 6 & 7 Mar. 2020

目 次

原著論文

- ・ 国民が参画した被害者支援について
— 国民の被害者理解の促進の必要性 — 稲 垣 友 徳 1
- ・ 緩和ケア臨床に携わる看護師の変容的学習と適応的熟達化
..... 渡 辺 めぐみ・伊 東 昌 子・角 智 美・三 橋 彰 一 11

付 録

- 常磐大学大学院人間科学研究科博士課程（後期）学事記録 付 - 1
- 常磐大学大学院被害者学研究科博士課程（後期）学事記録 付 - 1
- 常磐大学大学院人間科学研究科修士課程学事記録 付 - 2
- 常磐大学大学院被害者学研究科修士課程学事記録 付 - 2
- 常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士課程学事記録 付 - 2
- 常磐大学大学院人間科学研究科博士（人間科学）学位論文要旨 付 - 3
- 常磐大学大学院被害者学研究科博士（被害者学）学位論文要旨 付 - 7
- 常磐大学大学院人間科学研究科修士（人間科学）学位論文要旨 付 - 8
- 常磐大学大学院被害者学研究科修士（被害者学）学位論文要旨 付 - 14
- 常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士（コミュニティ振興学）学位論文要旨 付 - 16
- 常磐大学大学院学術論文発行規程 付 - 18
- 常磐大学大学院学術論文学術雑誌執筆要項 付 - 21
- 常磐大学大学院学術論文学術雑誌執筆要項（英文） 付 - 29

国民が参画した被害者支援について — 国民の被害者理解の促進の必要性 —

1)
稲垣友徳

2019年12月18日受理

要旨

我が国における被害者支援については、2004年に成立された「犯罪被害者等基本法」（以下、「基本法」とする。）を大きな契機とし、その後策定された「犯罪被害者等基本計画」（以下、「基本計画」とする。）に基づいて、各種被害者等のための施策が講じられてきた。現在は、第3次基本計画の見直しが行われている最中であり、被害者支援のさらなる拡充を目指した、いわゆる第4次基本計画の策定に向けた取り組みがなされているところである。このことから、我が国における被害者支援については、法制度上及び施策の施行という点において、一定の拡充が認められると思われる。

被害者支援においては、国や地方公共団体、民間の被害者支援センター等の関係機関のみではなく、国民も大きな役割を担っている。国民の責務等については、基本法及び基本計画に規定があり、国及び地方公共団体には国民の理解増進のための取り組みを行うことを求め、国民には被害者への配慮と被害者施策への協力を求めている。基本法の主旨や基本計画の推進目的等、我が国の被害者支援の現状を読み解くと、被害者にやさしい社会づくりのためには、「国民による被害者理解」が必要であり、国民には被害者の置かれている状況や被害者心理等を含む、被害者理解が求められると思われる。

本稿においては、国民も被害者支援の一員であるとの理解を念頭に、被害者にやさしい社会をつくるためには、被害者に対しての国民一人一人の被害者理解が必要であると提示した。これは、被害者の権利利益を保護し、被害からの回復を支えるためには、社会全体での連帯共助の精神が求められ、「国民一人一人が犯罪被害者等への支援者である。」との理解が求められるということである。本稿は今後の被害者運動を「被害者による国民のための運動」ではなく、「国民による国民のための運動」に転換していく必要性を示している。

キーワード：被害者支援，国民，被害者理解，被害からの回復

1. はじめに

我が国における犯罪被害者等¹（以下、「被害者」とする。）のための保護及び支援²の拡充については、2004年に制定され、被害者が権利の主体となった権利法である「犯罪被害者等基本法」（以下、「基本法」とする。）が大きな契機となっており、その後、基本法に基づいて策定された、第

1次から第3次にわたる「犯罪被害者等基本計画」（以下、「基本計画」とする。）が被害者支援等に関する具体的な施策として推進されている。また、各地方公共団体においては、被害者支援等に特化した条例、いわゆる「犯罪被害者等基本条例」の制定が進められており³、被害者が普段の生活を送っている場であり、被害者にとって身近な存在である地方公共団体を中心となった、地域

1) Inagaki Tomonori：常磐大学大学院人間科学研究科修士課程研究生

に根差した被害者支援（community-based victim support）が展開されている。このように、我が国における被害者支援の拡充に関する諸対策については、法整備及び施策の推進という点では、一定の成果が見られると捉えることができる。この点について椎橋（2019）は次のように述べている。

わが国の被害者学と被害者支援は欧米のそれに比べて20～30年遅れていると言われていたが、わが国は被害者等、その関係者、関係機関等の努力により、この30年間でその遅れを取り戻し、中にはわが国の特色ある制度を創出するに至っている。被害者支援関連立法と立法に基づく実務の運用の展開も目を見張るものがあり、立法や実務を基礎づける理論を探究する被害者学も研究者が懸命な努力を払ってきたといってよいであろう。（椎橋, 2019, p. 353）

上記の指摘のように椎橋は、我が国における被害者支援を欧米の被害者支援と比較し、欧米並みに進展が図られたことを評価している。ここからは、我が国における被害者支援が国際的にも進展しているということが読み取れるが、その一方で、諸澤（2016・B）は基本法が制定された2004年を我が国における「被害者の復興期元年」としたうえで、次のように指摘している。

被害者に権利を保障する義務は政府にある。しかし、日本では、被害者については権利・利益と言いつつ、国、自治体、国民にあるのは「責務」であって「責任」でも「義務」でもない。その意味で、日本は未だ本当の意味の復興期になっていない。国連会議や国際学会でコンセンサスとなっている基本理念では、被害者の権利は「配慮」の問題ではなく、被害者としての基本的人権の問題である。（諸澤, 2016・B, p. 26）

上記のように諸澤は、被害者問題を基本的人権に関する問題、すなわち、権利の問題であるとし

たうえで、我が国の被害者問題は未だ不十分であるとする指摘をしている。たしかに、基本法においても、前文において「（前略）犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。」との文言や「国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。」との文言がある。また、第1条においても「（前略）犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。」とあり、被害者支援を権利の問題であると明記している。

被害者支援を以上のように捉えると、たしかに被害者支援等の諸政策に関しては、基本法において被害者の権利等も明らかにされ、基本計画や条例の制定も進んでいることから、法整備や施策の推進というハードの面では一定の進展がみられるといえる。さらに、被害者の権利利益に関する法改正等も行われ、被害者の権利は拡大されつつある。つまり、支援施策の選択肢が大きく広がり、被害者支援の幅が広がったことにより、以前よりもきめ細かな被害者支援の進展が図られつつあることは確かであるということがいえよう。

しかしながら、被害者支援に関して、被害者の困りごとに対して適切に応じ、被害者のニーズに沿った支援策が講じられ、被害者の権利回復を目的とした取り組みが進められているかという具体的な問題、つまり、支援制度を実際に運用する際に求められる被害者への二次被害防止の意識や、被害者の困りごとに柔軟に対応する積極的な姿勢といった、被害者の権利擁護の意識、つまり、被害者支援におけるソフト面では検討の余地があると思われる。犯罪等の被害は予期することができないため、国民の誰もが被害者になる可能性があることから、とりわけ、被害者問題を他人のこととは思わず、自分のこととして捉えるといった意識や、被害者の置かれた状況を理解しようと努

める「国民⁴による被害者理解」はまだまだ不十分であると思われる。被害者にやさしい社会づくりのためには、国民による被害者理解を起点とする、国民の一人一人が被害者の支援者であり、地域の住民一人一人が被害者にとっての力強いパートナーになるという意識、つまりは、国民も支援者として被害からの回復に大きな影響を与え、被害者と共に問題を乗り越えていく存在であるという意識が必要であろう。

2. 被害者の置かれた現状と被害者が必要とする様々な支援（被害者にとっての困りごと、ニーズ）

犯罪等の被害は、それまでの平穏な日常を突如として奪い、そのあまりにも突然のできごとは生活を一変させ、身体的、精神的、経済的に大きな損害を与え、その人の人生を大きく変えてしまうできごとである。それは、被害者の日常生活を営む上でのあらゆる事柄に大きな影響を与えることになり、被害者は被害を契機に様々な困りごとが生じ、将来の平穏な生活や夢、希望を失うことや、地域社会からの孤立といったことも含め、広い範囲においての負担に苦しめられ、きわめて困窮した状況に立たされてしまう。例えば、被害前までは何の支障もなくできていた日常生活での仕事や家事、育児、介護が困難となることや、転居や離職、身近な存在とは言い難い刑事司法への否応ない関与等が考えられよう。また、「二次被害（secondary victimization）」⁵にも遭遇し、被害者の権利利益が侵害されてしまうというおそれも大いに考えられる。二次被害の例としては、刑事司法機関による必要以上の聴取による被害や、本来は被害者のパートナーともなる存在である支援センターの職員や周囲の者等からの無理解に基づく言動による被害、マスメディアからの強引な取材等が挙げられよう。被害者に対する直接の被害や二次被害、その他の様々な広範にわたる困窮は、決して一言では表現することができず、加害者によって侵害された権利利益の回復、そして平穏な

生活に向けての回復への過程も当然のことながら、決して容易なものではない。

犯罪被害者遺族を対象とした「被害者支援都民センター」の調査（2007）によると、被害後には、①日常生活への影響、②心身への影響、③刑事手続き上の負担、④民事、各種手続き上の負担、⑤加害者への対応、⑥身近な人との関わりでの問題があるという。また、同調査では、「二次被害」についても調査を行っており、犯罪被害者遺族のほとんどが何らかの被害を受けた経験があることを結果として挙げ、以下のように考察を加えている。

二次的被害は被害者遺族の孤立感を深め、回復の妨げとなる大きな要因である。今回の調査では、約90%の人が何らかの二次的被害を受けたと回答しており、複数の人や関係機関等から受けたと記載した人も多く、被害者遺族にとって過酷な現状があることがうかがえる。

具体的な内容としては、手続面で遺族の意思が汲み取られていない、強く要望している情報提供について不十分である、遺族の心情からすれば傷ついて当然と思われる言葉かけ（加害者をかばうような発言、民事裁判を金銭面の視点からのみとらえた発言、不適切な励ましなど）などがあげられている。これらは遺族の心情や要望への理解を深めることや、可能な限り遺族の気持ちを尊重して手続をすすめる配慮等で、ある程度防ぐことができると思われる。事件直後から遺族と関わる機関をはじめ、広く社会一般に対する啓発活動を行っていく必要がある。（被害者支援都民センター、2007, p. 39）

調査では、二次被害の実態が明らかにされているが、二次被害の加害者として、被害者と接する様々な立場の者が挙げられているため、被害者と接する者の全てが被害者の権利利益を十分認識した「被害者理解」が求められると思われる。そして、調査全体を通して、以下のように考察を加え

ている。

(前略) 被害を受けた後に関わらなければならない様々な手続、おかれる生活状況も遺族にとって過酷なものである。既存の制度や関係機関から多岐にわたる支援を、時期に応じて継続的に受けることが、被害からの回復のために必要不可欠である。犯罪被害者等早期援助団体に働く私たち犯罪被害相談員は、被害直後から長きに亘る被害者遺族の回復過程を支えるために、被害からの経過年数や個々の遺族の意思をふまえたきめ細やかな支援活動を行っていかなければならない。そこには遺族と直接接して行う支援活動だけでなく、その心情や要望を伝える代弁者としての役割や、専門家や行政など様々な社会資源と遺族を結びつける仲介者としての役割も含まれる。また、その支援活動は、孤立しやすい遺族が社会とのつながりを保ち続けられるよう、遺族が元々持っていた自分自身の力で被害後の人生を再構築できるよう、十分に配慮しながら行っていかなければならない。(被害者支援都民センター, 2007, p. 63)

上記の調査では、犯罪被害者遺族の置かれた状況と被害後のニーズが明らかにされており、被害者支援においては、犯罪の種類や被害からの経過等によって必要とされている支援が変化し、個々の被害者の困りごとに適切に対応し、様々な支援施策が必要とされていることが明らかとなっている。被害者の被害回復、権利利益の保護のためには、短期的な支援のみでは当然ながら十分ではないため、中期的、長期的な支援が求められる。そのためにも、被害者の困りごとに応じた関係機関の連携が重要となると考えられる。そうしたことも踏まえると、被害者にとっては、被害前から関わり合いがあり、友人、知人としてのつながりを通して被害者のことを理解しており、被害者と共に同じ地域で生活している被害者の周囲の者等による支援の必要性がより強調されよう。

3. 国民の被害者への意識

我が国における被害者に対する国民の意識調査としては、「令和元年度第1回インターネット都政モニターアンケート『犯罪被害者等支援について』調査結果」(2019)がある。

本調査では、第4期の東京都犯罪被害者等支援計画等の推進のために都民の意見を聞くことを目的として行われた。

本調査によれば、基本法の認知度については、約4割の者が「知らない」と回答しているという。また、被害者の受ける被害のうち、直接の被害以外についての質問では、「精神的被害」(79.8%)が最も高く、「世間の誤解や中傷」(56.9%)、「経済的困窮」(31.3%)などの回答が続いているという。その他、「東京都犯罪被害者等支援計画」の認知度については、約8割が「知らない」と回答しているという。また、各種被害者のための施策(被害者参加制度、犯罪被害給付制度、民事法律扶助制度、損害賠償命令制度、被害者連絡制度、被害者等通知制度、東京都や警視庁が提供する一時的な宿泊制度、警察による緊急避妊薬等の公費負担といった経済的支援制度)についての質問では、約3割の者がいずれの制度も知らないと回答しているという。

上記の調査結果からは、基本法の認知度もそうであるが、被害者支援についての認知度が低い傾向にあるという点を指摘せざるを得ない。基本法、基本計画において、国民にも責務があり、被害者への理解を求めているたり、日々の生活において数々の犯罪が報道されていたりするにも関わらずである⁶。この認知度の低さは、被害に対する関心の高まり、つまりは、後述するような、犯罪や被害を社会共通の問題として認識できていないという裏返しでもあると推察される。この点については、以下に示すモニターによる自由回答欄においても見いだせる。

犯罪被害者の支援策について知らないことが多

かった。「自分は被害者にはならない」とどこか他人事の気持ちでいるからと思うが、いつ自分や自分の家族が被害者になってしまうとも限らない。そのため、どのような支援があるかを一覽で網羅的に知っておく必要があると思った。犯罪被害者及び家族は、精神的な被害が一番辛いものと推測する。心のケアに重点を置いた支援策が最も求められると思う。(女性 30代 三鷹市)(令和元年度第1回インターネット都政モニターアンケート「犯罪被害者等支援について」調査結果, 2019, p. 19)

今回のアンケートのテーマ選定理由は、やはり、問題意識がない人が多いからなのか。そもそも被害者が出ないためにはどうしたらよいか。今回のアンケートで、自分が知らない情報がほとんどであり、自分自身が無知であったこと、問題意識が低かったことが認識できた。被害者はもちろんのこと、その家族、遺族の被害者本人への接触の仕方のカウンセリングが必要である。恐らく、テレビや新聞、雑誌、ホームページ広告などで広報はしているのかもしれないが、自分自身で犯罪被害者支援に対する意識が低かった。情報があふれている中で、ただ単に目や耳に情報を接触させているだけでは、問題の根本が理解できない。犯罪被害者支援の問題に対して、当事者として何らかの形で考える場がないと、一人一人の意識が向上しないのではないか。(男性 40代 多摩市)(令和元年度第1回インターネット都政モニターアンケート「犯罪被害者等支援について」調査結果, 2019, p. 22)

4. 十分な支援がなされていなかった被害者

我が国における被害者問題については、かつては法整備が十分ではなかったという背景もあり、広く一般に関心を持たれていた問題ではなかった。さらに、警察、検察、裁判、矯正、更生保護の各刑事司法段階においても被害者には十分な権利保障がなされておらず、被害回復のための支援策も十分に講じられていなかった。このよう

な被害者の状況を踏まえ、被害者はしばしば司法制度における「忘れ去られた存在 (forgotten person)」とされ、刑事司法制度を中心に社会一般においても、被害者への支援等は大きな議論の対象としては挙がっていなかった。

このように、犯罪の当事者であるにもかかわらず、十分な刑事司法への参加機会や権利保障のなかった被害者であるが、被害者のための法制度の確立や犯罪被害者等の権利保障を目指した運動、いわゆる「被害者運動」が被害者等を中心に積極的に展開された。なかでも、2000年に結成された「全国犯罪被害者の会 (あすの会)」の運動はメディアでも大きく取り上げられたところである。なお、「あすの会」等が展開していた被害者運動について注目しなければならない点は、犯罪被害者等の権利と被害回復制度の確立を目指した法制度改革ではあったものの、それは同時に、いわば「国民のための制度」でもあったという点である。あすの会解散に際して、岡村 (2018) が以下のように述べていることからそれは理解できよう。

犯罪被害者の権利と被害回復制度を目指して全国を駆け回った会員被害者は、自らが作った制度の恩恵を受けることはありません。自分たちの事件は過去のものだからです。会員はこのことを知りつつ、これからの被害者に自分たちと同じ苦しみを味わわせたくない、この一心で運動を行ってきたのです。(岡村, 2018, p. 8)

そして、被害者が中心となり運動を起こした成果として誕生したのが2004年の基本法である。

5. 基本法及び基本計画の制定と国民

5-1. 基本法及び基本計画における国民の位置づけについて

基本法の制定や基本計画の策定について、つまり、被害者問題を権利の問題として法制度上明らかにした意義について、中島 (2017) は以下のように指摘している。

もちろん犯罪被害者等基本法が公布される以前から、被害者および被害者団体、民間の支援団体、警察等の行政において被害者支援の取組は存在しており、犯罪被害者等基本法の成立には、これらの人々の活動が背景にあることは間違いない。しかし、犯罪被害者等基本法によって、それまで一部の機関、人々しか関わるのが無かった被害者の問題、支援は国家的な取組となり、関わりの乏しかった行政機関も何らかの施策に関わるように変化した。(中島, 2017, p. 160)

上記の中島(2017)の指摘は、基本法及び基本計画の意図が、被害者支援を含む被害者問題が一部の機関が関わればよいという問題ではなく、より多くの機関が連携して被害者の権利を守り、被害回復に取り組む必要のある問題であるとの、いわば認識の転換であると捉えることが可能であろう。また、前述の通り、基本法及び基本計画においては、国民の責務等についての規定もあり、被害者問題については、国民も大いに関与することが期待されており、住みよい社会づくりに参加しなければならない存在であることが明らかにされている。

そこで筆者は、被害者支援においては、国や地方公共団体、各地の被害者支援センター、その他被害者支援機関の活動だけではなく、被害者を支える存在としての国民、地域の住民の役割が大きいのと考え、被害者にとって身近な存在である住民も被害者支援の担い手であると考えるのである。

5-2. 地域住民による被害者支援としての被害者理解

被害からの回復等を目指す被害者の支援者として、地域に暮らす住民も大きな役割を担っているというのが本稿の主旨であるが、普段の生活を維持することも困難な被害者に対して、地域の住民が行える支援の中心は、地域社会のコミュニティーを利用し、相互に支えあうという「被害者が普段の生活を送る上でのお手伝い」とであると

考える。地域の住民が行える支援として、尾崎(2019)は以下のように説明している。

被害者と同じ地域に住む人、同じ会社で働く人、同じ学校に通う人が、自分も被害者支援の担い手だという自覚をもって行動することが大切です。二次被害を恐れるあまり、何も言わない、何もしないということも被害者を孤立させることにつながります。私たちができるのは、被害にあう前と同じように被害者と接する、被害者の話をよく聞く、広報誌などに自治体の被害者支援情報が載っていたら、おしえる、などです。(尾崎, 2019, p. 14)

上記の尾崎(2019)の指摘は、被害者が被害前と同じ地域において生活をするために地域住民ができる支援の例を示したものであるが、ここでは、同じ地域や同じ職場、同じ学校というように、いわば「お互いに知っている人による支援」「身近な人による支援」ということが可能である。被害者は被害にあう前に当然のように行っていた普段の生活が難しくなることが多いため、日常生活での困りごと、例えば、子供の送り迎え、買い物の手伝い、食事の提供、家の清掃等の支援も必要としているであろう。これらの支援は、各地方公共団体での制度や、被害者支援センターでの取り組みも活用することはできるが、友人や知人、なじみのある近所の人というお互いを知っている者同士での支援も有効な場合があると思われる。

6. 今後の展望

被害者支援の分野においては、国民の被害者への理解は十分であるとはいえず、住民による被害者支援という認識は十分ではないように思われる。筆者は、我が国における被害者支援のさらなる発展のためには、国や地方公共団体、刑事司法機関等の主たる被害者支援関係機関のみではなく、地域の住民を含んだ、コミュニティー全体が被害者指向的(victim-oriented)である必要があると考える。これは地域コミュニティー全体での

被害者対策と考えることができるであろう。被害者にやさしい社会づくりのためにも、国民一人一人による被害者理解を促進させる必要があり、国民が支援者であるという理解を浸透させる必要がある。国民と被害者支援との関係について、椎橋(2016)は以下のように述べている。

理由なく犯罪被害者に遭った方々を経済的、精神的、身体的各方面からの保護・支援をして、できるだけ現状を回復し、その立ち直りに寄与することが当たり前だと国民が考える社会、国民が相互に尊敬し、相互に助け合う社会が成熟度の高い社会といえるのではあるまいか。(椎橋, 2016, p. 44)

上記の椎橋(2016)の指摘は、被害者支援においては関係機関の有機的な連携、協力が我が国の社会づくりに大きな影響を与えるとするものである。また、泉(2019)は、我が国の国民一般においての被害者支援の認識の弱さを指摘し、被害者支援の問題を社会全体で共有することが支援の発展に繋がるということを以下のように述べている。

残念ながら、被害者支援はまだまだ「みんなのテーマ」になっておりません。被害者支援は、決して他人事ではありません。他人事ではなく我が事といった発想の転換ができれば、これからの被害者支援は進んで行くでしょう。(泉, 2019, p. 17)

上記の泉(2019)の指摘は、被害者問題を社会全体で議論し、より発展させることの必要性を述べたものであるが、被害者にやさしく、国民にとって住みよい社会を形成するためには、被害者問題をいかに国民全体の問題として意識づけるかが重要である。被害者運動を「被害者による国民のための運動」から、どのように「国民による国民のための運動」に転換するかが今後の課題となるであろう。被害者支援において重要な被害者理解を国民に広く浸透させるためにも、懸け橋の役

目を担う諸機関による積極的な広報・啓発を期待したい。

注

- 1 本稿においては「犯罪被害者等基本法」の定義を用いることとし、「犯罪等」とは「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」を指し、「犯罪被害者等」とは「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」を指すものとする。
- 2 本稿において「保護」とは「犯罪被害者等が被害後に生じるあらゆる危険から守られるための活動」のことを指し、「支援」とは「犯罪被害者等が被害を受けたことにより生じた、身体的、精神的、経済的、その他のあらゆる損害から回復し、再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害者を支え、寄り添い、被害者が被った被害を共に乗り越えていこうとする権利保護及び権利回復の一連の活動」を指すものとする。なお、我が国においては「被害者支援」というように「支援 (support)」という用語が一般的に用いられているが、国際的には、支援 (support) の他に「援助 (assistance)」、「擁護 (advocacy)」といったタイプの被害者へのかかわり方がある。
- 3 令和元年版犯罪被害者白書によると、犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定状況については、平成31年4月1日現在、17道府県、6政令指定都市、272市区町村で制定されているとのことである。なお、2019年4月1日以降では、長崎県でも条例が施行されており、東京都や高知県、大阪市でも条例制定に向けた取り組みが進められている。
- 4 本稿において「国民」とは被害者の被害からの回復に大きな影響を与えると思われる「家族や友人、知人、被害者の地域に住む地域住民等を含む被害者の周囲の者全般」を指すものとする。
- 5 本稿において「二次被害 (secondary victimization)」とは「犯罪等による直接的な被害を受けた後、被害者に関わる周囲の人々の心無い言動又は無理解、プライバシーの侵害等の被害者への不適切な接触

により生じる精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失等の被害者が受ける被害」を指すものとする。なお、被害者への二次被害の原因となるおそれのある者について、諸澤（2016・A）は「（前略）二次被害を与えるのは、刑事司法関係者（警察官、検察官、弁護士、裁判官、刑務官、刑事施設技官、保護観察官、保護司、司法書士など）だけでなく、行政関係者（市区町村役場の担当者など）、医療関係者（医者、看護師、検査技師など）、マスコミ関係者、カウンセラー（臨床心理士など）、都道府県・市区町村・民間の被害者支援組織のスタッフ、被害者支援活動のボランティア、保険会社のスタッフ、職場関係者、学校関係者、友人、知人、家族、親戚の人、近所の人なども二次被害の原因となりえる。」（諸澤, 2016・A, p. 215～216）と説明している。

- 6 基本法においては、国民の責務として第6条に規定があり、「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。」とある。また、被害者支援と国民との関係については、各基本計画においても示されており、基本計画の基本方針として「国民の総意を形成しながら展開されること」とあり、重点課題として「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」として挙げられている。

引用文献

- ・被害者支援都民センター(2007). <平成18年度被害者支援調査研究事業 今後の被害者支援を考えるための調査報告書－犯罪被害者遺族へのアンケート調査結果から－> (2007. 3)
<http://www.shien.or.jp/report/pdf/shien_result20070719_full.pdf> (2019年10月4日)
- ・泉房穂 (2019). 被害者支援は地方自治体の責務 諸澤英道 (監修) すべてのまちに被害者条例を〔第3版〕 被害者が創る条例研究会 17.
- ・諸澤英道 (2016・A). 被害者学 成文堂
- ・諸澤英道 (2016・B). 被害者の人権を守る自治体の責任 月刊地方自治職員研修, 49(2), 26.
- ・中島聡美 (2017). 犯罪被害者等基本計画－この10年の振り返りと今後の課題－ 論究ジュリスト, 20, 160.
- ・岡村勲 (2018). <ニューズレター 54号 (最終号) 【2018. 9. 30】>
<http://www.navs.jp/nl/nl_54/nl_54_04-08.pdf> (2019年11月27日)
- ・尾崎万帆子 (2019). 自治体における被害者条例の必要性 前掲, 諸澤英道 (監修) すべてのまちに被害者条例を〔第3版〕 被害者が創る条例研究会 14.
- ・椎橋隆幸 (2016). 第3次犯罪被害者等基本計画について 罪と罰, 53(4), 44.
- ・椎橋隆幸 (2019). 刑事手続における犯罪被害者の法的地位 中央大学出版部
- ・東京都 (2019) <令和元年度第1回インターネット都政モニターアンケート「犯罪被害者等支援について」調査結果> (2019)
<<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2019/08/21/documents/01.pdf>> (2019年10月5日)

About victim support that citizen participated in ― Necessity of promoting understanding of victims ―

Inagaki Tomonori¹⁾

Abstract

This article suggested that victims need to be understood by each citizen for recovery of damage. This article also suggested that the need to change the victim movement from "movement for the citizens by the victims", to the "movement for the citizens by the citizens".

In Japan, victim support is expanded to spread in terms of the legal system and measures. The center of victim support is country, local government and victim support center. However the citizen also have a role in supporting victims. It is to know the current situation of the victim and understand the position of the victim. "Understanding the victims by the citizen" is necessary, and it is expected that the people will need to understand the victims, including the situation of the victims and the mentality of the victims. In order to protect victims'rights and support recovery from damage, it is understood that "Each citizen is a supporter of crime victims."

Key words: Victim support, Citizen, Victim understanding, Recovery from damage

1) Inagaki Tomonori: Tokiwa University Graduate School of Human Science, Master's Program in Human Science, Research Student

緩和ケア臨床に携わる看護師の変容的学習と適応的熟達化

渡 辺 めぐみ¹⁾・伊 東 昌 子²⁾
角 智 美³⁾・三 橋 彰 一⁴⁾

2020年1月21日受理

要旨

本研究は、緩和ケアを実践する看護師の経験年数に伴う変容的学習に焦点をあて、その変容の内容的側面、変容の過程、期間について検討するとともに、変容的学習と職場での適応的熟達化の関連を考察することを目的とした。単一総合病院の緩和ケア臨床に携わる看護師27名を対象に質問紙調査を実施した。結果では、経験2年未満でも情緒や私的人間関係、価値観、仕事への姿勢などの変容がみられ、それらは経験年数が10年以上でも継続することが明らかになった。さらに経験年数と共に実践知は増えるが、初心者・新人に比べて3年以上の中堅レベルの看護師では、仕事の困難の内容が変化し、多職種連携に関連する困難度が増加することが明らかになった。変容的学習は、経験年数と共に習得する実践知の内容を変化させながら、緩和ケア看護の適応的熟達化を促進させることが示唆された。

キーワード：緩和ケア臨床、変容的学習、適応的熟達化、実践知

目 的

医療技術全体の進歩、治療の高度化の中で、医師、看護師、薬剤師、検査技師らがチームを組んで医療にあたる『チーム医療』が一般的になり、患者に密接に関わる看護師が果たす役割は大きい。看護師が“自分はやっていける！”という自信をもって、積極的にチームプレーヤーとしての役割を果たしていくプロセスの中には、どのような学びがあり、心理的にはどのような変化があるだろうか。従来、看護職は、医師の判断に従って的確な技術を施術する職であった。しかしこの四半世紀の間で看護職の専門性は大きく変化した。

1991年度には看護系の学部・学科を設置する大学はわずか11大学、定員は558人で、専門学校卒業の看護師が大半だった。それが2016年度には246大学、定員は2万1394人である（朝日新聞出版医療健康編集部, 2016）。2019年現在は、大学卒看護師は珍しくなく、より専門性の高い認定看護師や大学院卒の専門看護師など高度な知識・技術をもつ看護師が増加し続けている。看護師の専門性は医師の補佐をする役割から、主体的に事態に対応し、問題解決をする新興プロフェッショナル（日誌, 2011）へと変貌している。特に緩和ケア医療は、患者の全人的ケアを行う場としてチーム医療が重視され、看護師が自律的、主体的に医療

1) Watanabe Megumi：常磐大学人間科学部

2) Ito Masako：成城大学経済研究所

3) Sumi Tomomi：茨城県立医療大学保健医療学部

4) Mitsuhashi Shoichi：茨城県立中央病院腫瘍内科

知識や技術、判断力などを求められる典型的な職場となっている。看護師が主体的に活躍できる緩和ケア看護領域では、仕事に埋め込まれた実践的学びと共に、患者・スタッフ同士との関わりを通して医療への考え方、死生観などの個人の価値観や行動パターンなどが変化する変容的学習が進む可能性がある (Kear, 2013)。本研究では、新興プロフェッショナルとして主体的に医療技術を実践し、患者のニーズに沿ったケアを創発していくことが可能な緩和ケア職場で働く看護師を対象として、実践経験年数に伴う変容的学習に焦点をあてる。その変容の内容、変容の過程、期間について検討するとともに、変容的学習と適応的熟達化の関連を考察することを目的とする。はじめに研究背景となる熟達化と変容的学習の概念について述べ、次に研究領域である緩和ケア看護の職場特性について述べると共に、看護師の技能習熟段階に関する先行研究を記す。

適応的熟達化と変容学習

特定の領域で長期の実践的経験を通じて高度な技術やスキルを獲得する過程は熟達化 (expertise) と呼ばれる (楠見, 2009)。熟達化には、定型的熟達と適応的熟達がある (波多野・稲垣, 1983)。前者は同じ手続きを何千回と繰り返すことによって、ルーチン作業に習熟し、技能の遂行の早さと正確さに優れるようになることである。一方、適応的熟達とは、専門的知識から新しい手続きを発明することができ、手続きの遂行を通して、概念的知識を構成し、課題状況の変化に柔軟に利用できる知識を持つこと、さらにメタ知識つまり環境と自己の状況をモニターできる能力によって特徴づけられる (波多野, 2001)。メタ知識は自分の習熟度合いを意識的に理解し、環境に求めとの間で齟齬があるところを習熟目標に向かって修正し調整していく事を可能にする。

このような熟達化の2タイプの違いは、職場での役割など仕事の環境・領域の要因と個人の認知特性の要因との相互作用によって生じるとお

もわれる。松岡 (2005) は、プロジェクトマネージャーとコンサルタントのキャリア発達プロセスの研究を通じて、知識に領域固有性が存在するだけでなく、知識を形成する過程にも領域固有性が存在することを示した。実践的経験の集積パターンは獲得する知識・スキルの特性によって異なるため、熟達化や経験学習の研究は、特定領域に必要な知識・スキルとの対応を明らかにする必要があると述べている。経験学習とは、経験を振り返って内省し、抽象的な概念に落とし込み、新たな状況に適応していくプロセスであり、「経験をトップダウンに解釈して、自らの概念に変換することで知識を創り出すこと (Kolb, 1984)」であるから、経験をどう解釈するかは、個人のもつ価値観や知識スキーマなどの認知特性から影響を受ける。同じ領域で同じ経験をした人々も学習内容が異なる可能性があるし、経験を積む中で個人内でも価値観や知識スキーマが変容していく場合があるだろう。学習を通じてそれまでの前提や価値観を批判的に振り返ることで、内面的な変容が起こる学習を変容学習と呼ぶ (Mezirow, 2012)。メジロー (Mezirow) は経験に解釈や意味づけを行う際に、習慣的に準拠している前提や価値、信念を構成している枠組みすなわち行動や状況を意味づけする視点を重視している。新しく獲得した技術知識、出来事といった経験は「批判的省察」によって、意味づけする視点と照らし合わされるため、一般に子供期は形成的学習が多く、成人期は変容的学習に移行すると考えられる (安川, 2009)。どのような環境、条件、個人特性で変容的学習がおきるのかは、まだ明確ではないが (永井, 1991)、Kear (2013)、名倉・森・竹本 (2009) は、緩和ケアや末期がん医療で実習をした看護学生が経験を通して、変容的学習が起きる可能性を報告している。

緩和ケア看護職場の特性

本研究では、変容的学習と適応的熟達化を考察する領域として緩和ケア看護職場をとりあげる。

緩和ケア看護の特性は主に次の5つが考えられる(恒藤・内布, 2014)。第一に高度な医療知識と技術が求められること、第二に全人的ケアが求められること、全人的に患者と関わり、心身の痛みのみならずスピリチュアルペインをもケアすることが求められるため、看護師の主体的な活躍が期待される職場の一つと考えられる。第三には、看護師・医師のみならず社会福祉士、臨床心理士、理学療法士など他職種によるチーム医療メンバーとの密度の高いコミュニケーションや、地域のケアマネージャー、外部施設などとの連携が必須であること。第四にケア内容の多様性に対応スピードのニーズに応えることである。なぜなら緩和ケア病棟は、病棟患者成員の変化のスピードが療養型病棟に比べて大きい。個々の患者の病状の日内変動、病状急変などがある上、1ヶ月程度で転院などの環境変化を迫られるためである。このように、そもそも個人内でも状況の変化が大きい上に、緩和ケアの適応対象が広がり、終末期に限らない多様なニーズをもつ患者が存在するため、患者に必要なケアに多様性が広がっている(佐藤, 2008)。以上のような特性を持つ緩和ケア領域に携わる看護師は、新人であっても同僚の助けを借りながらもある程度のルーチンの仕事がこなし、状況の変化に対応するスキルを早く身につけ、戦力になることが要求される。

経験年数と看護師の熟達段階の先行研究

経験年数に伴う熟達段階について、Dreyfus (1983) は次のような熟達の5段階モデルを提唱している。経験年数1-2年は初心者、職務に関連する基本的知識やルールを学ぶが、知識が状況や文脈と切り離されているため予測的対応ができない。経験2-3年以上では上級ビギナーとなり、手続き的な熟達化(習熟)が進む。3-4年目になると定型的熟達化が進み、自律的に日々の仕事の実行可能になる。経験年数が10年を超えると、上級者(中堅者)として、仕事の全体像(コスト、調達、販売、在庫、人材、他部署との連

携)など組織における位置づけを把握しながら、柔軟に適応的に対応できるレベルになるとされている。ベナー (Benner, P, 1984, 1999, 2005) は、看護師も他の技能者と同様に、経験年数の違いによって技能習熟度が異なることを明らかにした。勝原 (2012) の研究内容と合わせて要約すると、経験年数に応じて、初心者レベル～エキスパートまで5段階があり、それぞれ次のような認知・技能的特性を有する。初心者レベルでは、患者を目の前にしても、何かを判断するための照合する過去の経験をもたないため、測定可能な患者の客観的データを原理原則に当てはめ、現象・症状を理解しようとする。経験1年程度の新人レベルは、業務を一通りはこなせる状態である。クリニカルパスに沿った対処、手順書通りの対処がこなせる。次は一人前レベルで、同じ病棟など類似した環境で2-3年働いた看護師の典型とされている。長期目標や計画を踏まえて自分の看護実践をとらえられる。患者に必要なことを前もって判断し計画できるし、計画通りいかなくてもそれを修正する力を持つようになる。経験5-6年目の中堅レベルになると、状況に適した対処方法が臨機応変に直感的にわかるようになり、リーダー業務を問題なくこなせる。リーダー業務とは、病棟内の入院患者の状態やその日の予定などを把握し、看護師達の能力に応じた差配をする。医師の指示をチェックしてタイミング良く担当看護師に伝えたり、入退院患者の受け入れ準備を確認したりといったマネジメント機能も果たすため、状況を局面的視点ではなく、全体としてとらえる必要がある。熟達化の最上位エキスパートレベルでは、自分の状況把握を適切な行動に結びつけるのに、もはや分析的な原則(規則、ガイドラインなど)には頼らない。観察した様子から対処全体を把握し認識する直感力が強調される。状況や自分の気持ちのゆとりに左右されずに、「何か変」という直感(詳細は、勝原 (2012) を参照)が働くようになる。エキスパートは、暗黙知を顕在的に知っていることに結びつけて、利用し、新たな知を創発し

ていく力のある人、ともいえる。

本研究の位置づけ

上記のような特性のある緩和ケア看護の職場における、看護師の変容的学習と適応的熟達化との関連を検討するために、本研究では、単一総合病院での緩和ケア領域で働く看護師を対象に質問紙調査を実施することとした。質問紙調査結果を基に、変容的学習が生じているとすれば、先行研究で示されている看護師の習熟技能の5段階のどこで、どのような内容に生じるのかを明らかにし、それらと適応的熟達はどうかを考察することを目的とする。ただし、本研究は、単一施設の職員に対する小規模な質問紙調査をデータとして用いるため、あくまでも仮説発見的研究として位置づけられる。尚、本研究は、研究対象者への倫理的配慮を十分に考慮し、調査対象病院の倫理委員会の承認を得た上で実施された。

方 法

調査方法：無記名自記式質問紙調査

調査対象：A総合病院・緩和ケア病棟に勤務する看護師あるいは、かつて緩和ケア病棟に勤務したことのある看護師、緩和ケアチームに所属する看護師27名。調査対象者には、緩和ケア認定看護師、専門看護師など高度な専門性をもつ看護師が含まれていた。調査対象が単一病院内の看護師に限られるため、性別、年齢、学歴は個人を特定できる情報となり、調査対象者の協力態度に悪影響がでることから、調査内容に含まれなかった。

調査内容：次のa) からd) の内容を質問する項目を選定した。

a) 職場チーム内の熟達度と経験年数 緩和ケア臨床経験年数、緩和ケアの仕事に対する自信と自己効力感、スタッフ間のコミュニケーションの困難度（8項目）について6件法で質問した。次に自己変容が生じているかどうかを調べるために、自己変容項目を6件法で質問した。

b) 自己変容 自己変容項目を6件法で質問した。自己変容項目内容の構造は、次に示す5つ領域に分類される16項目である。1) 私生活に関連する行動（余暇の過ごし方、自然との接し方、お金の使い方）、2) 私生活に関連する人間関係（自分の家族との接し方、他者との接し方）、3) 情緒に関連すること（感情の揺れ・アップダウン、感情の内容）、4) 人生に関連する価値観（死生観・生命観、幸福観、自分の生き方への考え、自分の役割への考え、倫理観）、5) 仕事に関連する知識・態度（がん治療に対する考え方、がんに対する知識、医療全体への考え方、仕事への姿勢）。

c) 熟達度 先行研究で取り上げられている実践知に関わる主要な緩和ケア業務への態度、困難度を上げた（緩和ケア編集委員会、2008）。公開されている標準化された既存の質問紙を用いて、熟達度を反映すると思われる緩和ケア看護業務への態度、困難度に関わる質問を5件法でおこなった。質問紙調査項目に含まれる項目の構造は次のとおりであった。カッコ内は下位項目である。1) 医療態度自己評価（疼痛、呼吸困難、せん妄、看取りケア、患者とのコミュニケーション、家族・患者中心ケア、患者家族とのコミュニケーション、計18項目）2) 医療者のターミナルケア態度（死にゆく患者との関わり、7項目）3) 看護師のがん看護に対する困難感（患者・家族とのコミュニケーション、知識・技術、医師の治療や対応、医師の告知・症状説明、地域連携、看取り、計49項目）。

d) 自由記述 質問紙調査の最後に、緩和ケア看護における自己の学びと変化の自由記述をお願いした。

分析方法：各項目の得点を集計し、項目間の関連を分析した。詳細は分析内容ごとに記す。

結果と考察

緩和ケア経験年数の分布と技能習熟度との対応

調査対象者27名の緩和ケア経験年数の分布は、0-1年8名、2年4名、3-6年12名、10-12年3名であった。ベナー（Benner）（2005）の基準を調査対象者に当てはめると、初心者・新人レベル12名、一人前・中堅レベル12名、エキスパート3名であった。

変容的学習の分析

変容の内容：自己変容項目の分析

調査対象者に変容学習が生じているか否かを検討するため、自己変容項目の評定値を下位分類項目ごとに集計した。括弧内は平均評定値を示す。私生活に関連する行動の項目は、評定平均値が3以下で変容がないことがわかった。一方、私生活の人間関係（3.2）、情緒関連（3.06）、仕事関連の知識・態度（4.00）、人生観にかかわる価値観（3.09）の項目は変容が生じたことが明らかになった（Fig. 1）。特に変化が大きかった平均評定値3.5以上の下位項目は、死生観（4.28）、医療全体への考え（4.14）、がんへの知識（4.10）、がん治療（4.0）、自分の役割についての考え（3.90）自分の生き方への考え（3.86）、倫理観（3.83）仕事への姿勢（3.76）、幸福観（3.52）などである。以上の結果は、がんへの知識やがん医療、仕事への姿勢など職務と深い関わりのあることについてだけで

なく、生き方についての考え、死生観、幸福観など個人的な価値観にかかわる側面も大きく変化しており、緩和ケア看護経験を通じて、変容学習が生じていることが示唆された。

変容的学習と緩和ケア看護の熟達化との関連を探ろうとすると、自己変容項目の中の“仕事への姿勢の変化”項目は、仕事への動機づけや態度を含む自己変容であり、その有り様によって変容的学習が促進あるいは停滞するだろう。新たな実践的経験は、変容的学習の中で自らの価値観にしたがって意味づけされていくため、仕事への姿勢の変化は熟達化のプロセスに大きな影響を与えると思われる。そこで、“仕事への姿勢の変化”が生じているとき、その他にどのような自己変容が生じているかを検討した。“仕事への姿勢の変化”項目とその他の自己変容項目間でピアソンの相関分析をおこなった結果、“仕事への姿勢”との間に統計的に有意な相関がみられたのは、がん医療・知識の変化（ $r=0.436$, $p=0.023$ ）、情緒に関連すること（ $r=0.622$, $p=0.001$ ）、人生の価値観（ $r=0.463$, $p=0.015$ ）であった。がんに対する知識が変化し、価値観や感情の持ち方にも変化が背景にある中で、仕事への姿勢の変化が生じ、職場で獲得し統合されていく実践知の内容が多様になるなどの変化が生じることが示唆された。

変容の時期：経験年数と仕事への姿勢の変化

仕事への姿勢の変化は、変容的学習を活性化

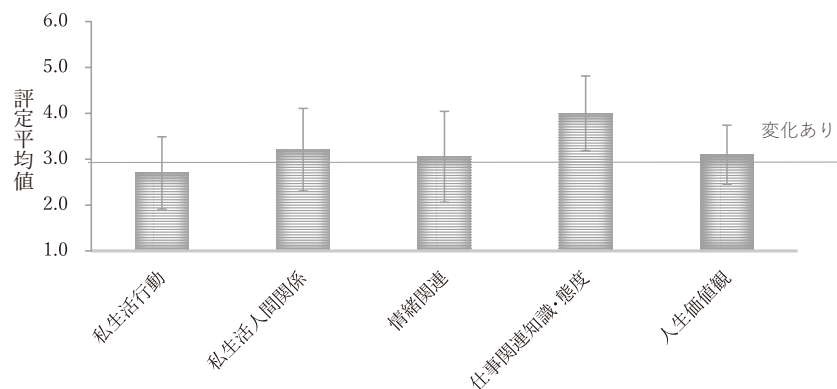


Fig. 1. 自己変容・下位項目ごとの評定平均値

し、適応的熟達化が促進されると思われる。ベナー（2005）は経験年数によって5段階の技能習熟レベルを区別しているため、“仕事への姿勢の変化”項目と経験年数との関連を検討した。経験年数を横軸にとり、“仕事への姿勢の変化”項目評定値をプロットした図をFig. 2に示す。経験年数0-2年の看護師では12名中11名は評定値3-5で、仕事の姿勢に変化があると答えた（3以上で変化あり）。経験年数3-6年の看護師では、12名中10名が評定値3-5、経験10年以上の看護師であっても評定値3の“少し変化がある”とするものが3名中2名おり、仕事への姿勢が変化は、初心者・新人の段階から生じ、一人前・中堅レベルでも大きな変化が続き、10年以上経験のあるエキスパートレベルでも変化が継続していることが明らかになった（Fig. 2）。松尾（2011）は、職場の役職が変化するに伴い、垂直的な技能の熟達化（定型的熟達化）だけではなく、マネージャーとしての適応的熟達化が生じることを示している。経験年数が3年以上になっても、病棟看護師、リーダー、専門看護師、師長、など職場の役職が変化することで、仕事への姿勢の変化が求められ、適応的熟達化が促されていくことが示唆された。

熟達化を促す要因

変容学習と適応的熟達化の関連を考察するとき

に、熟達化を促す要因について検討する必要がある。ベナー（2005）は経験年数と看護師の5段階の技能習熟レベルの対応を明らかにしているように、経験年数は緩和ケア看護領域においても、実践知の学習と技能の熟達化を促す主要因であろう。そこで、経験年数と職場での自信、自己効力感、業務の困難度などとの関連を質問紙調査結果から分析し、熟達化を促す要因について考察する。

① 熟達化における経験年数の要因1：職場での自信、自己効力感との関連

経験年数と調査対象者の自信・自己効力感の評定値の関連を分析するために、経験年数を横軸に、評定値を縦軸にとり、評定値の分布をFig. 3-1, Fig. 3-2に描いた。評定値4以上が自信・自己効力感ありを示す。経験年数0-2年の初心者・新人12名中は、自信については11名が、効力感については12名全員が評定値4-6（4以上が自信・自己効力感あり）に回答し、経験3-6年の中堅レベル看護師12名中、11名が自信・効力感の評定値をそれぞれ4-6に回答していた。経験10年以上の看護師では自信・自己効力感ともに評定値5と高止まりし、エキスパートらしく自信をもって働いていることがわかった。緩和ケア看護では、配属されて1年以内に基本的な業務をこなせるようになり、初心者からエキスパートまで、それぞれのレベルで自信と自己効力

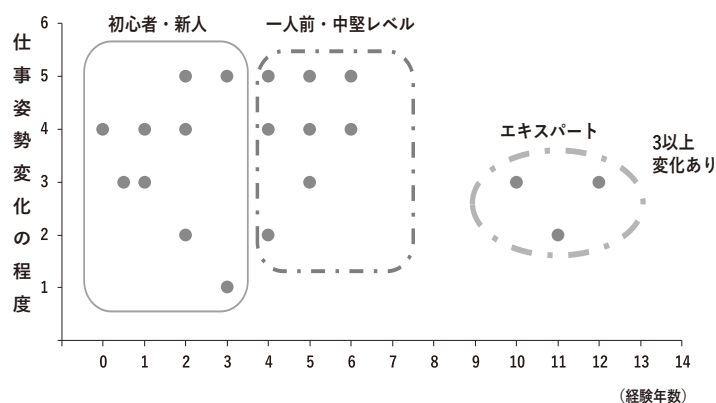


Fig. 2. 経験年数と仕事姿勢変化の関連

感をもって働いていることが明らかになった。早く一人前の業務がこなせる必要度が高い緩和ケア看護領域の特性を反映していると思われた。次に、このような自信を支えている実践知の内容について分析した。

② 熟達化におけるコミュニケーション力の要因

1) 職場での自信と業務の困難度との関連 職場での自信を持つには、どのような実践知が重要になるのかを明らかにするため、職場での自信と業務の困難度との関連をピアソンの相関分析によって分析した。統計的に有意な相関がみられた業務に関わる項目は、自分の知識・技術の困難 ($r=-0.608$, $p=0.001$)

と患者・家族とのコミュニケーション ($r=-0.564$, $p=0.003$) の二つの項目であった。緩和ケア職場における自信と関連が強いのは、看護師としての知識・技術だけでなく、患者や家族とのコミュニケーションであることが明らかになった。患者・家族とのコミュニケーションの機能は、ニーズを理解し応えるため、病状理解と治療の選択肢を示すため、患者・家族からの様々な知識・体験を受け取るためなどがある。スタッフと患者間でも様々な実践知の循環が生じるだろう。

2) スタッフ間コミュニケーションと業務の困難度との関連 緩和ケア看護の熟達には、患

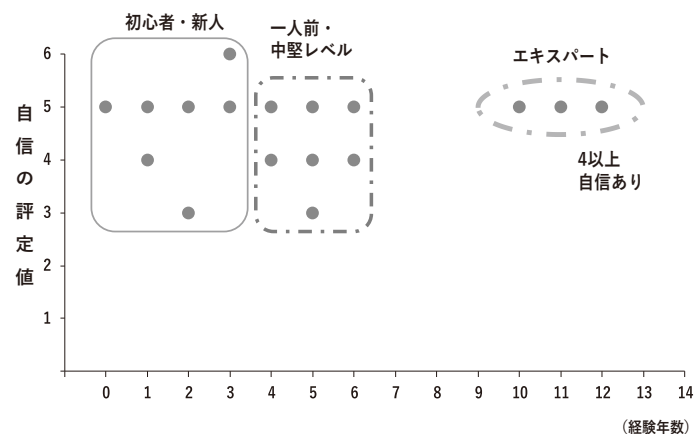


Fig. 3-1. 職場での自信と経験年数の関連

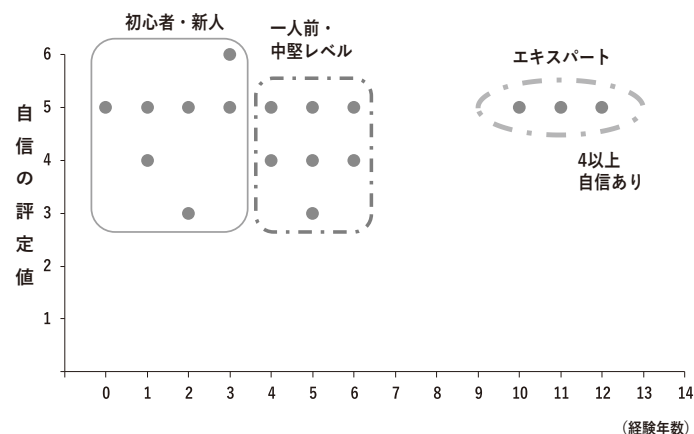


Fig. 3-2. 職場での自己効力感と経験年数の関連

者・家族とのコミュニケーション力が重要な要因であることが示されたが、患者家族だけでなく、チームのスタッフ間のコミュニケーションもまた重要であろう。チーム医療の中で、実践知は個人単位でだけ習得されるのではなく、チーム内のフォーマル・インフォーマルなコミュニケーションを通して、知識の循環がおき、集団的实践知が醸成されることが考えられるからである。そこで、次にスタッフ間の日常のコミュニケーションの程度と仕事の困難度の関連をピアソンの相関分析によって分析した。統計的に有意な相関が見られたのは、緩和ケア病棟の重要な業務の一つである患者様の看取りの困難度であった ($r = -0.542$, $p = 0.003$)。スタッフ同士のコミュニケーションがスムーズな人ほど、看取りの困難度が低くなることがわかった。スタッフ間のコミュニケーションには、看取り業務に必要な知識・技術情報、家族に配慮すべきこと、臨むときの心構えなどの形式知と暗黙知が含まれており、業務以外のインフォーマルな会話の中にも知識の循環と学習の機会を得ているため、看取りへの不安が低くなっていることが示唆された。

③ 熟達化における経験年数の要因2：仕事の困難度との関連

経験年数とともに実践知が集積され熟達化がすすむと、業務に対する困難度が減少していくか、困難を感じる内容に変化が生じると予想されるため、経験年数による困難度の内容の変化を分析した。さらに、自由記述の内容を経験年数による熟達度と関連づけて考察した。

1) 経験年数による困難な仕事の内容の変化 経験年数を横軸にとり、調査対象者の緩和ケア看護の知識・技術への困難度の評定値の分布をみると、経験年数2年以内の初心者新人レベルの看護師12名中、知識や技術の困難度項目の評定平均値が3を超えるものは9名、経験年数3-6年の一人前・中堅レベルの12名中、評定平均値が3を超えるものは9名（3以下は困難なし）で中堅レベルでも新人レベルと同程度に困難を抱えているものが多かった。経験10年以上の看護師は3名中1名（無回答1名）が知識技術の困難度は評定平均値3.1で、やや困難が見られ、もう一人は2.7で困難がないことがわかった（Fig. 4）。経験3-6年以上の看護師でも、仕事への困難度の平均値が初心者・新人レベルと同程度にみられるのは、困難を感じる仕事の内容に変化が生じている可能性がある。そこで経験年数と業務の困難の内容との関連を明確にするためピアソンの相関分析をおこなった。経験年数と相

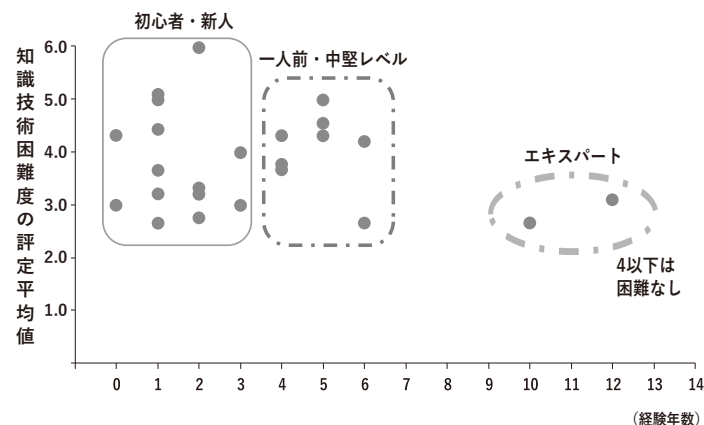


Fig. 4. 経験年数と知識技術困難度の関連

関が大きいのは、医師の患者への対応や判断の問題の困難度 ($r=0.520$, $p=0.006$) や告知の仕方の問題 ($r=0.472$, $p=0.015$) の項目であることが明らかになった。以上の結果は、経験年数が長い人ほど、看護師の技能・技術の問題だけでなく、他職種との連携業務などの問題を抱えていることを示している。そこで困難度の内容に変化が生じる経験年数の境界を明確にするため、初心者・新人レベル群（経験年数0-2年）と中堅・エキスパート群（経験年数3-14年）に分けて、両者の困難度の平均値の差の検定をおこなった。その結果をFig. 5に示す。3年以上の緩和ケア経験者群が初心者・新人群よりも、医師の患者への対応や判断の問題への困難度 ($t(25) = -2.634$, $p=0.014$) や告知の仕方の問題への困難度 ($t(25) = -3.632$, $p=0.014$) の平均値がそれぞれ有意に高いことが明らかになった。経験年数が増加するのに伴って、師長になるなど役職が変化すると、他職種との連携の仕事に責任を持つ立場となるだろう。そこでは、マネージャーとしてケアの対象となる患者と関連するスタッフ、環境と自己の状況をモニターできるメタ知識（波多野, 2001）が必要とされる。つまり適応的熟達化（松尾, 2011）が求められる。経験年数3年以上の中堅から

エキスパート看護師は、初心者・新人とは異なる内容の困難に向き合いながら、適応的熟達化のプロセスが促進されていくと考えられた。

- 2) 自由記述にみる経験年数と熟達 緩和ケア業務における自己の学びと変化についての自由記述の内容を、緩和ケア経験年数と照合して示す（Table 1）。自由記述の内容を熟達化と関連して次のように考察した。経験年数4年の中堅レベル看護師の記述から、緩和ケア病棟でやっていく自信がついたきっかけや時期を自己モニタリングする力がつき、適応的熟達化が進んでいることがわかる。経験年数5年の中堅レベル看護師の記述では、同じ職場の同僚達の死生観を俯瞰し、病院外施設との連携によるメンバーの教育の必要性を考えるなど、自分なりの緩和ケア看護の信念を持つことが示唆されていた。経験14年の看護師の記述からは、病棟と外部機関との繋がりも含めて、患者看護の問題空間を広くとらえていることが示されていた。質問紙調査結果では、経験年数が増加するのに伴って、他職種との連携に責任を持つマネージャーとしての適応的熟達化が進んでいることが示唆されたが、自由記述からもそれが裏付けられた。

全体的考察

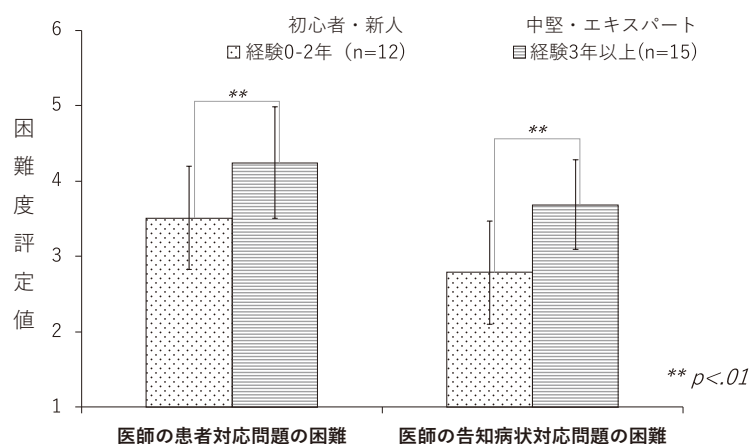


Fig. 5. 初心者と中堅以上の看護師の困難の違い：医師対応問題

本研究では、緩和ケア職場において生じる、変容的学習の内容、時期について分析すると共に、熟達化を促進する要因を分析した。それらの結果をまとめ、看護師が主体的に医療知識・技術を実践し、患者のニーズに沿ったケアを創発していくことが可能な緩和ケア看護の領域での実践を通して、看護師がどのような変容的学習と緩和ケア看護師の適応的熟達化を遂げていくのかを考察する。

既に述べたように、緩和ケア看護には医療的ケアのみならず、社会・福祉的ケア、スピリチュアルケアなど全人的ケアが求められるため、ケアに

関わる職種、連携する施設が多様になる。このような緩和ケア領域での適応的熟達化には、経験年数だけではなく、変容的学習による実践知の獲得、患者・スタッフ間とのコミュニケーション力の3つの要因が交絡しながら促進されていくと考えられた。Fig. 6に適応的熟達化のプロセスを3つの要因と共に示すため、変容学習の進捗を縦軸に、緩和ケア経験年数を横軸にとったモデルを描いた。質問紙調査結果の分析からは、経験年数0年から仕事への姿勢の変化が生じ、経験年数10年以上でも継続していた。また経験0-2年以内には、がんや医療に対する考え方だけでなく、人

Table 1.
緩和ケア看護における自己の学びと変化 自由記述内容

緩和ケア 経験年数	自由記述内容
2年	会話や食事を楽しめる時間を大事にしたいと痛切に感じる。人間の心は多種多様であり難しい。
4年	患者の元看護師であった奥様より、掛けられた言葉に傷ついたことがあったが、それをきっかけに緩和ケアの勉強に励み、自信を得られた。
5年	終末期医療の中で、死生観の確立に個人差を感じた。死に関して学び話しあえる教育環境・社会への実現を望む。
14年	身寄りのない方の亡き後のことに対応してくれるNPO法人の存在を知った。患者とその家族各々の本心は訴えによく耳を傾けてこそ見えてくる。スタッフの声掛け次第で残された家族の後悔を軽減できる。最後まで希望を持つ。自身の家族に優しくいようと意識している。自分の価値観でなく、患者の価値観を尊重して看護に臨む。

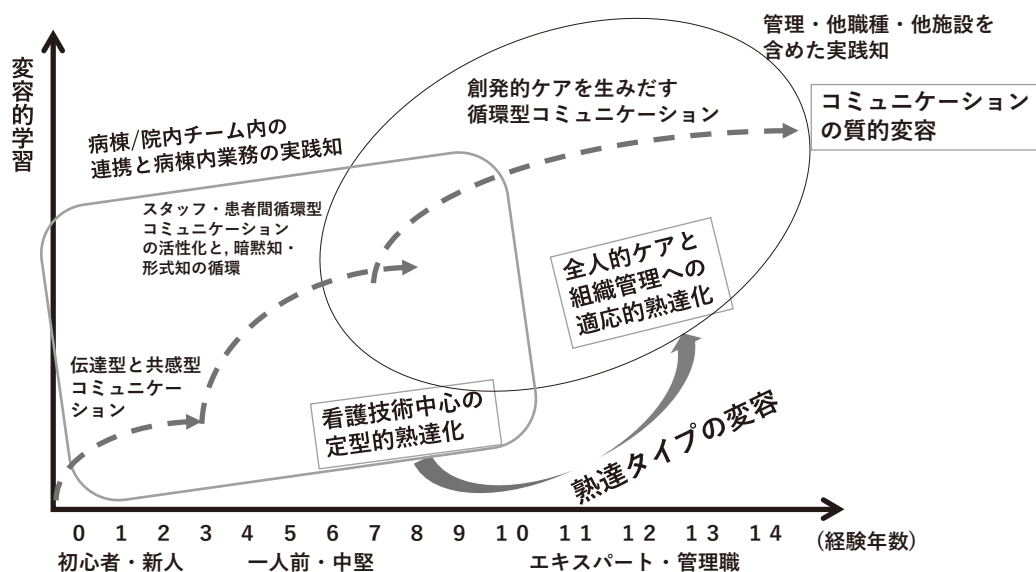


Fig. 6. 緩和ケア看護の適応的熟達化の促進要因：経験年数、変容的学習、コミュニケーション力

生の価値観にかかわる自己変容が生じ始めていることを図に示した。新人レベルの看護師から、職場に埋め込まれた学びを通じて、がん医療についての考え方や、死生観、生き方などの価値観の変容が始まること、価値観の変容は、仕事への姿勢の変化を促し、緩和ケア看護のフレームワーク（知識スキーマ・スクリプト）そのものを変化させる変容的学習がおきていることを示唆した。職場での変容学習が経験年数を重ねると、患者の緩和ケアプランを他職種や院内全体、地域の他施設との連携、患者の価値観の尊重などの幅広い領域の問題をモニターしながら、より患者のニーズに沿った、あるいはニーズを引き出すケア創発し、計画・実行していくことができるようになっていく。適応的熟達化が進んだ状態である。熟達化の途上と思われる経験年数3-6年の中堅看護師は、経験年数0-2年と仕事の困難度全体としては同じ程度であっても、困難を生じる仕事の内容が自分の知識・技能の問題から、多職種との連携の問題に変化していることが、質問紙調査結果で示されていた。中堅看護師に生じる新たな困難は、適応的熟達化に向けての壁であろう。変容的学習によって新たな視点で実践知をつけ、さらに患者の価値観を見守る力や自己モニタリング力つけていくことで適応的熟達化の壁が乗り越えられることだろう。しかし、職場チームの同僚に職務、技術・知識の遂行を代替してもらい、あるいは自らケアプランを構築しない立場に留まるような、職場に周皮的に参加しているメンバーは、自律的・主体的に職務に関わっていないため、勤務年数が長くなっても、変容学習も生じにくく、勤務3年程度で緩和ケア職場を離れるなど、適応的熟達化は見られないであろうと思われる。

もう一つの適応的熟達化を促す要因としてのコミュニケーション力がある。Fig. 6にその質的变化を、破線の曲線で3段階で示した。一段階目として、経験年数2年までの期間に、基本的な緩和ケア業務に必要な情報伝達型のコミュニケーション力と患者・家族との会話に共感する共感的コ

ミュニケーション力が活用されているだろう。質問紙調査の結果からは、看護師たちが経験0-2年以内には業務に必要な知識・技能などの実践知を身につけ、おおむね自信をもって仕事ができること、自信を支えている実践知は、看護の知識・技能はのみでなく、患者家族とのコミュニケーション能力も含まれることが明らかになった。新人レベルでも、職場でのある程度の自信を持ち、自己変容も生じていることから、このタイプのコミュニケーション力は経験年数2年までに急速に身につくことが示唆された。二段階目に、経験年数3年目以降の暗黙知・形式知の循環型コミュニケーション力が発揮されているだろう。質問紙調査の結果では、スタッフ間のコミュニケーションは、看取りの仕事の困難さを低減させることが明らかになっていった。患者・多職種スタッフ間全体のコミュニケーションによって様々な実践知が循環し、変容的学習がダイナミックに進んでいくことが示唆されていることから、この段階ではスタッフ同士の情緒的コミュニケーションだけでなく、知識循環型のコミュニケーション力が熟達化を促すことが示されている。三段階目に、中堅レベルからの飛躍的移行を遂げる7年目以降に、創発的ケアを生み出す循環型コミュニケーションを描いた。役職が変化すると、協働する職種、施設が広がっていき、コミュニケーションの循環範囲が広がります。その中で、ケア創発型コミュニケーションの循環が生じ、適応的熟達化を促進することを示した。ケア創発型コミュニケーション力は中堅以上の看護師にみられる困難の壁を突破していく力にもなるだろう。

職場の問題に主体的・自律的に関わる仕事への姿勢を持ち続けながら、高度な知識・技術を習得しようと実践経験の中で変容的学習を続けていくと、経験年数10年を超える看護師には緩和ケアへの信念ともいえる価値観が醸成されているだろう。さらに日々のインフォーマルな状況も含めて積極的に患者・家族・スタッフと関わりながらコミュニケーション力を磨いていくときに、緩和ケ

ア職場の多様なニーズと時間的に切迫した状況にあっても、使用できる資源と患者・家族の状況をモニターしながら、直感的に最適な判断を下せる高度な専門性と崇高なヒューマニズムが発揮される緩和ケア職場への適応的熟達化が進んでいくだろう。

引用文献

- 朝日新聞出版医療健康編集部（編集）（2016）. 看護師になる2016（週刊朝日ムック）.
- Benner, P. (1984). From Novice to Expert: Excellence and Power in Clinical Nursing Practice. Addison-Wesley Publishing Company. (井部俊子・井村真澄・上泉和子・新妻浩三訳 (2005)「ベナー看護論－初心者から達人へ」新訳版 医学書院).
- ベナー, P. (2002). 達人の技を言葉にすることの意味. *Nursing Today*, 17 (12), 8-12.
- Benner, P. Hooper-Kyriakidis, P.L., & Stannard, D. (1999). Clinical Wisdom and Interventions in Critical Care: A Thinking-In -Action Approach. Saunders Company. (井上智子 監訳 (2005).「看護ケアの臨床知－行動しつつ考えること」医学書院.
- Dreyfus (1983). How expert managers tend to let the gut the gut lead the brain. *Management Review*, September, 56-61.
- 波多野諄余夫・稲垣佳世子 (1983). 文化と認知, 坂本昂 (編) 現代基礎心理学第7巻思考・知能・言語, 東京大学出版会, pp. 191-210.
- 波多野諄余夫 (2001). 適応的熟達化の理論をめざして. 教育心理学年報: *The Annual Report of Educational Psychology in Japan*, 40, 45-47.
- 日詰慎一郎 (2011). 新興プロフェッショナルの組織化と課題. 金城学院大学論集, 社会科学編, 7 (2), 32-54.
- 緩和ケア編集委員会 (2008). 臨床と研究に役立つ緩和ケアのアセスメント・ツール. 青海社.
- 勝原裕美子 (2012). 第5章人を相手とする専門職: Expert5-2: 看護師. 実践知 (金井壽宏・楠見孝編) 有斐閣. pp. 194-221.
- Kear, T.M. (2013). Transformative learning during nursing education: A model of interconnectivity. *Nurse Education Today*, 33(9), pp1083-1087.
- 小池和男 (1999). 仕事の経済学第2版. 東洋経済新報社.
- Kolb, D.A. (1984). Experiential learning: Experience as the source of learning and development. Prentice Hall.
- 楠見孝 (2009). 「暗黙知－経験による知恵とは何か」小口孝司・楠見孝・今井芳昭編「仕事のスキル－自分を活かし、職場を変える」北大路書房.
- 松尾睦 (2005). IT技術者の熟達化と経験学習. 小樽商科大学ビジネス創造センター DisctISSionPaperSeriesNo. I02.
- 松尾睦 (2006). 第1章熟達化の理論的研究「経験からの学習」. 同文館出版株式会社. p25-35.
- 松尾睦 (2011). 職場が生きる人が育つ経験学習入門. ダイアモンド社, pp. 41.
- Mezirow, J. 金澤睦・三輪建二・(監訳) (2012). おとなの学びと変容: 変容的学習とは何か. 鳳書房.
- 永井健夫 (1991). 認識変容としての成人学習 (Ⅱ) 学習経験の社会的広がりの可能性. 東京大学教育学紀要, 31, pp. 201-300.
- 名倉真砂美・森京子・竹本三重子 (2009). 緩和ケア実習における学生の学びに関する研究. 三重県立看護大学紀要, 13, 47-52.
- 佐藤智 編 (2008). 在宅での看取りと緩和ケア. 明日の在宅医療, 第3巻 中央法規.
- 孫大輔 (2017). 第31章 医療従事者の変容的学習. 人材開発研究大全 中原淳 編. 東京大学出版会, p781-799.
- 恒藤暁・内布敦子編 (2014) 緩和ケア. 系統看護学講座 別巻, 医学書院.
- 安川由貴子 (2009). 認識の変容にかかわる学習論の考察: J・メジローの変容的学習論からG・ベイトソンを読む. 京都大学生涯教育学・図書館情報学研究. No. 8, pp. 11-28.

Interaction between transformative learning and adaptive expertise in palliative care nursing

Watanabe Megumi ¹⁾, Ito Masako ²⁾,
Sumi Tomomi ³⁾, Mitsuhashi Shoichi ⁴⁾

Abstract

This paper studies the relationship between transformative learning and the formation of adaptive expertise, focusing on the transformative learning that accompanies years of practical experience in palliative care nursing. We conducted a questionnaire survey for 27 nurses working in the palliative care department of a general hospital. The results were analyzed, and the contents, process, and period of the transformation were examined. It was found that nurses with less than two years of experience underwent self-transformation in terms of emotions, personal human relations, sense of values, and willingness to work. The transformation continued for ten years or more. It was evinced that the difficulty level of nursing decreased with experience in the field because practical knowledge and expertise increased with time. In contrast, mid-level nurses who had been working for three years or longer were more aware of the difficulties faced in cooperating with co-workers in various occupations. It was found that transformative learning qualitatively affected practical knowledge along with experience, and this promoted adaptive expertise in palliative care nursing.

Key words: palliative care nursing, adaptive expertise, transformative learning, practical intelligence

1) Watanabe Megumi: Tokiwa University

2) Ito Masako: Seijyo University

3) Sumi Tomomi: Ibaraki Prefectural University

4) Mitsuhashi Shoichi: Ibaraki Prefectural Central Hospital

付 録

学事記録 (2017, 2018年度)

常磐大学大学院人間科学研究科博士課程 (後期) 学事記録

2017年 4月3日 入学式
入学者： 0名
9月19日 春セメスター学位授与式
学位取得者：0名
9月19日 秋セメスター入学式
入学者： 0名
2018年 3月20日 学位授与式
学位取得者：0名

2018年 4月3日 入学式
入学者： 0名
9月19日 春セメスター学位授与式
学位取得者：0名
9月19日 秋セメスター入学式
入学者： 0名
2019年 3月20日 学位授与式
学位取得者：3名

常磐大学大学院被害者学研究科博士課程 (後期) 学事記録

2017年 4月3日 入学式
入学者： 一名^{*}
9月19日 春セメスター学位授与式
学位取得者：0名
9月19日 秋セメスター入学式
入学者： 一名^{*}
2018年 3月20日 学位授与式
学位取得者：0名

^{*} 2016年度学生募集停止

学事記録 (2017, 2018年度)

常磐大学大学院人間科学研究科修士課程学事記録

2017年 4月3日 入学式
入学者： 4名
9月19日 春セメスター学位授与式
学位取得者：0名
9月19日 秋セメスター入学式
入学者： 0名
2018年 3月20日 学位授与式
学位取得者：3名

2018年 4月3日 入学式
入学者： 6名
9月19日 春セメスター学位授与式
学位取得者：1名
9月19日 秋セメスター入学式
入学者： 0名
2019年 3月20日 学位授与式
学位取得者：1名

常磐大学大学院被害者学研究科修士課程学事記録

2017年 4月3日 入学式
入学者： 1名^{*}
9月19日 春セメスター学位授与式
学位取得者：1名

常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士課程学事記録

2017年 4月3日 入学式
入学者： 1名^{*}
9月19日 春セメスター学位授与式
学位取得者：1名

^{*} 2016年度学生募集停止

常磐大学大学院人間科学研究科博士（人間科学）学位論文要旨

〔学位取得者〕

2017年度春セメスター

※該当者なし

2017年度秋セメスター

※該当者なし

2018年度春セメスター

※該当者なし

2018年度秋セメスター

氏 名	博士論文題目	研究指導教員
佐久間 崇	行動分析学的視点による攻撃行動の実験的研究 －消去誘導性攻撃行動の実験事態における攻撃バトと 標的バト間の行動随伴性の相互作用の検討－	中原 史生
中村 達大	白色レグホンのヒナのオペラント行動における履歴効 果の制御変数の検討	中原 史生
周 楊	高度な職業能力の調達方式と仕事管理 －日中企業の人的資源管理の比較を通じて－	安田 尚道

行動分析学的視点による攻撃行動の実験的研究

— 消去誘導性攻撃行動の実験事態における攻撃バトと 標的バト間の行動随伴性の相互作用の検討 —

佐久間 崇

要 旨

本論文は、攻撃行動を攻撃者と被攻撃者、双方の行動随伴性の相互作用として捉えるモデルを構築すること、そして、そのモデルを、被験体にハトを用いた消去誘導性攻撃行動 (extinction induced aggression以下; EIA) の実験事態で検証することを目的とした。本論文は、3部から構成されている。

まず、第Ⅰ部では、これまでの攻撃行動研究について概観し、課題について議論した。近年の攻撃行動研究の動向を調べるため、2015年から2017年にAggressive Behaviorに掲載された論文を概観した。その結果、近年の攻撃行動研究で精力的に調べられているテーマは、Intimate partner violenceやいじめ、といった攻撃者と被攻撃者の双方の関わりによって生じる攻撃行動であった。しかし、これまで、攻撃者と被攻撃者の双方を含めた攻撃行動研究はほとんど行われていない。そのため、攻撃者と被攻撃者の双方を含めた攻撃行動を捉える枠組みが必要であると考えた。

第Ⅱ部では、上記のような枠組みを行動分析学の視点から構築することができると考え、行動分析学の視点に基づいた、攻撃行動を攻撃者と被攻撃者の行動随伴性の相互作用として捉えるモデルについて提案した。そのモデルでは、攻撃者の攻撃行動は、被攻撃者の存在や行動が随件事象として機能している。しかし、このモデルは理論的に導かれたものであり、実証的に調べられていない。そこで、第Ⅲ部では、このモデルを実証的に調べるために、EIAの実験場面を用いて検証した。EIAとは、連続強化から消去条件に移行すると、隣接する他個体を攻撃する現象である。本論文では、EIAを生起するハトを攻撃バト、そのEIAを受けるハトを標的バトと呼ぶ。

第Ⅲ部では、これらの目的を達成するため、実験を5つ行った。実験Ⅰでは、標的バトが拘束されておらず、攻撃バトと標的バトの間にアクリル板を介した場面で攻撃バトがEIAを生起するかを調べた。その結果、攻撃バトはEIAを示した。実験Ⅱでは、標的バトが、攻撃バトのEIAの弁別刺激として機能しているかを調べるため、各攻撃バトを異なる標的バトと組み合わせたときの攻撃バトのEIAの反応率を比較した。その結果、攻撃バトのEIAは、標的バトが代わるとその反応率を変化させた。実験Ⅲでは、攻撃バトのキーつき行動とEIAのそれぞれの機会当たりの反応間隔が互いに影響しているのかを調べた。その結果、攻撃バトのキーつき行動がEIAに影響を及ぼすことはないが、EIAの反応間隔がキーつき行動に影響する可能性が示された。実験Ⅳでは、標的バトの行動が、攻撃バトのEIAの強化子として機能しているかどうかを調べるために行われた。その結果3羽中2羽において、標的バトの行動が、攻撃バトのEIAに影響していることが明らかとなった。実験Ⅴでは、攻撃バトのEIAが標的バトの行動（逃避ないし回避行動）にとって負の強化子として機能するのかどうかを調べた。その結果、標的バトのつつき行動は、攻撃バトからの回避・逃避による影響を受けていたが、それらの事象が明確な強化子であるという結果は示されなかった。

以上の結果、攻撃バトと標的バトの行動は互いに影響しあっていることが明らかとなり、本論文のモデルは、攻撃行動について調べるための枠組みとして妥当であることが示された。

キーワード：攻撃行動，消去誘導性攻撃行動，行動分析学，行動随伴性の相互作用，ハト

白色レグホンのヒナのオペラント行動における 履歴効果の制御変数の検討

中 村 達 大

要 旨

ヒトを含む動物の現在の行動は、現在の随伴性だけでなく過去における随伴性の経験である行動履歴の影響を受ける。これを行動履歴効果という。この行動履歴効果には、過去の随伴性と現在の随伴性が近接する場合の近接行動履歴効果と、それらの随伴性が時間的に離れている場合の遠隔行動履歴効果の2つがある。本研究は、これらの行動履歴効果に影響する制御変数について、行動分析学的な観点からこれまでの研究を概観した上で、これまでの実験で用いられておらず、個体発生的履歴の統制が容易な白色レグホンのヒナを対象として、オペラント行動における行動履歴効果の制御変数を調べた。本研究では、全部で4つの実験を行った。本研究で問題としたのは、反応と後続事象の間の異なる随伴確率の履歴の効果（実験1）と異なる反応率ないし異なる強化率を生み出すスケジュールの刺激性制御としての行動履歴効果（実験2、3、4）であった。実験2、3、4では、強化スケジュールがもたらす反応率の違いと強化率の違いの履歴を問題とした。実験2、3、4のそれぞれの違いは、強化スケジュールが反応率の違いと強化率の違いをもたらす場合（実験2）、反応率のみの違いをもたらす場合（実験3）、強化率のみの違いをもたらす場合（実験4）という点であった。

実験1の結果から、反応と強化子提示の間の随伴確率が1.0であると新奇な反応の獲得が促進され、随伴確率が0.5であると逆に阻害されるという近接行動履歴効果と、随伴確率が高いほど消去下において反応をより多く生起するという遠隔行動履歴効果が示された。さらに、実験2、実験3、実験4の結果から、履歴確立フェイズにおける異なる反応率の履歴は、履歴検査フェイズ1の最初で反応率の分化をもたらすが、異なる強化率の履歴は、反応率の分化をもたらさないことが明らかになった。すなわち、近接行動履歴効果にとって重要な変数は、強化率よりも反応率であることが示された。さらに、履歴確立フェイズにおける低い反応率の履歴と、低い強化率の履歴のそれぞれは、反応が消去された履歴検査フェイズ2において、より高い反応率をもたらす遠隔行動履歴効果を生じさせた。このことから、遠隔行動履歴効果の制御変数として反応率と強化率のどちらの影響がより大きいのかについては結論することができなかった。

本研究の実験結果から、白色レグホンのヒナのように個体発生的な履歴のほとんどない個体でも、ヒトを含む成体の動物を対象とした先行研究で示されたような行動履歴効果が示されることが明らかになった。行動履歴効果の制御変数としては、反応と後続事象との間の随伴性と、その随伴性においてどのような反応率が示されたかが重要であることが示された。なお、遠隔行動履歴効果の制御変数としては、過去の随伴性における反応率だけでなく強化率もまた重要であることが示唆された。

キーワード：行動履歴効果、随伴性、反応率、強化率、白色レグホンのヒナ

高度な職業能力の調達方式と仕事管理

— 日中企業の人的資源管理の比較を通じて —

Securement of High Occupational Abilities and Job Management:
A comparison between HRM in Japanese and Chinese enterprises

周 楊

要 旨

本研究はポスト工業社会がグローバルに展開され、企業がこのなかで競争優位を獲得するために知的技術を担う知識労働者を調達する必要があることに注目する。P. F. ドラッカーによると、知識労働者に対する管理は彼らが持つ知識を企業の目標実現に向けて動員するための使命やビジョンが必要であり、常に学習する機会が与えられなければならない。現代の人的資源管理では人事管理から発展し、労働者に企業の戦略達成に向かって問題発見と問題解決の方向で積極的に関与することを期待しこれをライン管理者の役割に統合したと論じたのが、E. McKenna & N. Beechであった。これを受け、本研究では人事管理から現代までの人的資源管理における労働者に対する調達（採用、配置、教育訓練と彼らの職業能力を発揮させるための管理などを含む）方式とこの変化を、異なる経営秩序である日中企業の比較制度分析を通じて明らかにする。

青木の比較制度分析に従い本研究では日中比較のための「統一な分析言語」として知識創造理論を措定する。高度な職業能力の形成にとって重要なのは仕事管理であり、知識創造理論から分析するとそれは仕事の配分基準を規定する経営秩序と知識創造のスタイルに基づく能力形成の主体という2要素である。本研究では仕事の配分基準を職能秩序と職務秩序により、能力の形成主体を個人主導型と職場主導型により表示し日中比較の軸とする。そこで、理論的研究や事例研究により両国の人的資源管理制度の一般的特徴を整理したうえで文献資料と企業調査からなる事例研究からこれらの制度に基づく仕事管理の実態を把握し比較の軸に位置づけた。

日立では組合員層を対象に職能的な等級制度を形成し仕事の配分は人基準である。キヤノンでは仕事基準の役割等級を形成し仕事の配分は職務秩序へ接近するが職能秩序の枠内に止まる。二社とも共同化のプロセスを中心に高度な職業能力を育成するとともに、高度な形式知の内面化のプロセスはグループ・レベルの知識創造の中に位置づけられ、高度な職業能力の調達は職場主導型のままである。これに対して、中国の国有企業のM社では組合員層を対象に勤続年数に基づく仕事の配分があり職能秩序へ接近しているが、基本的には職務秩序の枠内に止まっている。民間企業B社では仕事の配分は職務秩序に基づいている。中国の二社とも内面化のプロセスを中心に職業能力を形成する。M社では共同化のプロセスも見られるが、それは個人レベルで行われるとともに高度な職業能力を形成するための主要な手段ではない。このため、中国の二社の高度な職業能力の形成は個人主導型である。

このように、本研究を通じて高度な職業能力の調達方式に関わる異なる経営秩序での接近がポスト工業化の先発国と後発国でも見られるが、従来の経営秩序の枠を超えず高度な職業能力の形成主体も日本企業は職場主導型であるのに対して中国企業は個人主導型であることが従来と変化していないことが分かった。

キーワード：高度な職業能力の調達，日中HRMの比較，経営秩序，職場主導型と個人主導型，仕事管理

常磐大学大学院被害者学研究科博士（被害者学）学位論文要旨

〔学位取得者〕

2017年度春セメスター

※該当者なし

2017年度秋セメスター

※該当者なし

常磐大学大学院人間科学研究科修士（人間科学）学位論文要旨

〔学位取得者〕

2017年度春セメスター

※該当者なし

2017年度秋セメスター

氏 名	修士論文題目	研究指導教員
石塚 雅貴	Go/No-Go型見本合わせにおけるハトと大学生が示す対称律の連続性についての実験的検討	森山 哲美
伊野 由佳梨	反すうが問題解決へ与える影響	水口 進
吉沢 望美	個人における過剰適応傾向の変遷 ～男子大学生に半構造化面接を実施して～	水口 進

2018年度春セメスター

氏 名	修士論文題目	研究指導教員
唐沢 留美子	ハンセン病者の自治的活動と生活	安田 尚道

2018年度秋セメスター

氏 名	修士論文題目	研究指導教員
小林 睦	市町村立小中学校において特別な教育的ニーズのある子ども の保護者と教師の信頼関係構築に影響を及ぼす要因	水口 進

Go/No-Go型見本合わせにおけるハトと大学生が示す 対称律の連続性についての実験的検討

石 塚 雅 貴

要 旨

本研究では、Urcuioli (2008) の研究に基づき、刺激等価性の派生的関係のひとつである対称律の成立要因について、ヒトとハトを対象として実験的に検討した。具体的に、Go/No-Go型見本合わせ訓練における正試行と負試行の間で反応分化が生じることが対称律の成立に必要であるのか、それとも見本合わせ訓練において強化試行と消去試行の両方を経験し続けることが必要であるのかという点に着目し、4つの実験を実施した。

実験1では、Urcuioli (2008) の実験の一部を変更してハトを対象に行い、ハトが対称律を示すかどうかを確かめた。その結果、5羽のハトのうち3羽が対称律を示した。このことから、見本合わせ訓練における強化と消去の両方の経験によって、正試行と負試行の間で反応分化が生じ、ハトは対称律を示すことが確認された。ハトが対称律を示すためには、少なくとも見本合わせ訓練において反応分化が生じる必要があると言えた。

ハトが示す対称律とヒトが示す対称律とが同じ過程を経て成立するのかを調べるための実験を実験2から4で行った。実験2では、実験1と同様のGo/No-Go型見本合わせ訓練の一部を変更して大学生を対象に行い、彼らが対称律を示すかどうかを調べた。その結果、見本合わせ訓練で反応分化を明確に示した2名の参加者のうち1名が対称律を示した。一方で、見本合わせ訓練で反応分化を示さないか、分化が明確でなかった参加者は対称律を示さなかった。このことから、反応分化を明確に示した1名が対称律を示さなかった要因は明らかではないが、言語行動が関わりと考えられるヒトでも、反応分化が対称律の成立に必要であることが示された。

実験3では、強化試行の比較刺激への反応に対して、強化子が随伴する機会を1試行の中で複数回設けて反応分化が起こりやすい条件を設けた。このようなGo/No-Go型見本合わせ訓練を行って、ヒトが対称律を示すために反応分化が必要であるかどうかを調べた。その結果、2名の参加者が反応分化を明確に示し、残りの3名の参加者も、明確ではないが反応分化を示した。その後の対称律テストでは、反応分化が明確でなかった1名の参加者を除いてすべての参加者が対称律を示した。実験3では、対称律が成立するためには、反応分化が必要であることが実験2よりも強く示唆された。

実験4では、色刺激を変えて実験3と同様の見本合わせ訓練を行った後、対称律テストと同時に般化テストを行った。これによって、見本合わせ訓練をとおして、強化試行と消去試行の両方を経験し続けることが、大学生における対称律の成立に必要なかどうかを調べた。その結果、反応分化を明確に示した2名の参加者と、明確ではないが反応分化を示した1名の参加者が、後のテストで対称律を示した。このことから、対称律の成立には、反応分化が必要であることが実験4でも確認された。しかし、般化テストでは、いずれの参加者も頂点移動を示さなかった。従って、見本合わせ訓練の強化と消去の2つの随伴性が、対称律の成立に必要なかどうかは不明であった。

総合考察で、ヒトとハトのどちらにおいても、対称律の成立には少なくとも見本合わせ訓練で反応分化が生じることが必要であると結論した。しかし、反応分化が対称律成立の必要十分条件であるのかどうかの実験的検討が今後必要である。

キーワード：Go/No-Go型見本合わせ，対称律，反応分化，ハト，大学生

反すうが問題解決へ与える影響

伊 野 由佳梨

要 旨

ネガティブな思考や悲嘆、過去の喪失体験を繰り返し何度も想起する事象を反すう（rumination）と呼ぶ。反すうは抑うつを持続や重症化だけではなく、問題解決にも影響を及ぼすことが先行研究で示唆されている。先行研究から、反すうは健常レベルの抑うつを重症度の高い臨床レベルの抑うつへと発展させる可能性があると考えられた。また、反すうを多く行う者は、問題場面で過去の出来事に固執するため、適切な解決方法を選択することが困難になる可能性が示唆された。

これらの知見を踏まえ、本研究では反すうを「ネガティブな気分を感じているときに、その気分に関連した原因及び結果について繰り返し注意を向けること」と定義し、一般大学生を対象に反すう傾向がワーキングメモリに負荷のかかるn-back課題の正答率に与える影響を明らかにすることを目的とした。実験参加者にn-back課題を課し、その後、ネガティブな感情を想起させる反すう課題を行った。反すう課題後に再びn-back課題を実施し、最後に参加者に反すう傾向尺度を実施した。そして、尺度の得点から高反すう傾向群と低反すう傾向群を選出し、反すう課題前（pre）でのn-back課題の正答率を両群で比較した。さらに、反すう課題実施前後（pre-post）間でのn-back課題の正答率を比較した。

実験の結果、反すう課題前（pre）でのn-back課題の正答率は低反すう傾向群に比べ高反すう傾向群の方が低くなった。さらに内省報告では低反すう傾向群のpreでのn-back課題への注目が有意に高かった。これにより、有意差は見られなかったものの、preでのn-back課題の正答率が低反すう傾向群に比べ高反すう傾向群の方が低かった要因として意欲の差および個人特性としての反すう傾向が影響を及ぼした可能性があげられる。さらにn-back課題の正答率を従属変数として、反すう傾向（低vs高）×n-back課題の実施タイミング（pre vs post）の2要因分散分析を行った。その結果、両群ともpreに比べpostでの正答率が有意に増加していた。低反すう傾向群では、反復練習の効果のためにpreに比べpostでの正答率は高くなると予測した。この仮説は支持され、実際に低反すう傾向群ではpreに比べpostでの正答率が有意に増加した。一方、高反すう傾向群では反すう課題を行うことでpreに比べpostでの正答率は有意に低くなると予測した。しかしながら実際には、高反すう傾向群においてもpreに比べpostでの正答率が有意に増加した。これは、反すうの影響よりも反復学習効果の影響が大きかった可能性が示唆される。さらに、内省報告では、高反すう傾向群はpostにおいて有意に疲労感を感じていた。これにより高反すう傾向群では反すうを行った後にn-back課題へ再び集中することが困難だった可能性が示唆された。Wells（2013 熊野・今井・境訳2013）のモデルでは、反すうを行うことが行動、思考、感情に影響を及ぼすとされているが、今回の実験では行動よりも思考や感情に反すうが影響を与えたと考えられる。性格特性としての反すう傾向の差は問題解決のパフォーマンスへ直接影響を及ぼさないが、日常的に反すうを行いやすい者は実際に反すうを行うことで抑うつ気分を持続・悪化させ、その結果として問題解決へ影響を及ぼすことが示唆された。

キーワード：反すう，抑うつ，問題解決，ワーキングメモリ

個人における過剰適応傾向の変遷

～男子大学生に半構造化面接を実施して～

吉 沢 望 美

要 旨

過剰適応とは、外的適応が過剰なため、心理的適応である内的適応が困難に陥りバランスが崩れた状態のことである（桑山，2003）。水澤（2013）は、主に中高生が研究対象であった過剰適応を、成人期のストレスモデルとして捉え直し、一見社会で適応的に見える過剰適応者を、その人が不適応に陥る前に予防的に選別することを可能にするために、成人用過剰適応尺度（Over-Adaptation Tendency Scale for Adults: OATSAS）を作成した。

これまで研究されてきた過剰適応に影響を及ぼす要因は、親の養育態度（齋藤，2010）や性格（石津・安保，2009）など、長い時間をかけて形成されているものが多い。このことから、成人になる際に急に過剰適応傾向が高まるのではなく、中高生の時から過剰適応傾向が高い可能性が考えられる。そのため筆者は、中高生の過剰適応傾向が変化して、成人の過剰適応傾向に繋がっていくのではないかと推測する。しかし、中高生と成人の過剰適応傾向について発達的变化で捉えている研究は報告が少ない。

このことから、本研究の目的は、大学生の過剰適応傾向の高い参加者に対し、半構造化面接を用いて、過去と現在の人間関係の在り方を尋ねることによって、中高生の過剰適応傾向と大学生の過剰適応傾向の間に繋がりがあるのかどうかを明らかにすることとした。

本研究では、3名の男子大学生（参加者A、B、C）に半構造化面接を実施した。AとBは事前調査の質問紙の最後に面接の協力を希望した人の中から、過剰適応傾向が高い人に依頼した。Cは過剰適応傾向が高いAとBの比較として、過剰適応傾向が低い面接の協力を希望した方に依頼をした。

得られた主要な結果と考察は以下の通りである。

まず、AとBの共通点として、誰かに適度に頼ることがなかなかできないという点が考えられた。一方でCは、最初は自分で取り組むが、自分一人が無理だと感じた場合には、すぐに人に頼んでいた。そして、面接を通してAは強迫性障害、Bはうつと診断された経験があることが分かった。そこから、過剰適応が心理的問題を引き起こしているのかは分からないが、誰かに頼ることなく抱えこむというAとBの共通点を考えると、過剰適応が心理的問題を悪化させてしまう可能性が考えられた。

次にAとBの独自性として、Aは自分の評価を上に見せようとしていて、Bは自分の評価が下がらないようにしようとしていた点が挙げられる。また、Aは「～しなければならない」と自分の意思で他者に合わせていたが、Bの場合は、意思がなく流されているように思われた。このことから、過剰適応とひとくくりにするのではなく、タイプ分けをして別々に考える必要があることが示唆された。

最後に、BとCは不明な部分もあり、明確には言うことができないが、参加者全員が高校と大学での過剰適応傾向は似た傾向を示していたと思われる。その一方で、中学と高校の過剰適応傾向には違いがあることが推測できた。ここから、高校の過剰適応傾向が大学の過剰適応傾向を予測することができると考える。

キーワード：過剰適応傾向，成人用過剰適応傾向尺度（OATSAS），半構造化面接

ハンセン病者の自治的活動と生活

唐 沢 留美子

要 旨

本研究は、「らい予防法」の下で行われていた、強制的な隔離収容、絶対終生隔離、療養所の管理体制、これらの中での療養所生活について、ハンセン病に罹患した入所者個人がどのように捉え、考え、行動していたのかを明らかにする。入所者は様々な自治的活動を行ってきたが、本稿では特に自治会活動を担っていた入所者を対象とし、生活向上と人権回復を目指して活動していた自治会活動においても個人のかかわり方が多様であり、これを通じて個々の入所者が療養所生活をどのように営んできたのか、その実相とこの要因を明らかにし、自治会活動の難しさとこれを克服してきたものを確認するのである。

1909（明治40）年「癩予防ニ関スル件」とともに始まったハンセン病政策は、世界にも例を見ないほどに徹底して社会的な排除を実施し、ハンセン病者から人権を奪い、人格を否定してきたと指摘されている。そのような処遇を受けながらも、全国の療養所入所者のほぼ半数が1996（平成10）年の「らい予防法」廃止に難色を示し、その後の国賠訴訟では原告とならなかった入所者が多数存在した。このように、ハンセン病政策や療養所での生活などに関する入所者の捉え方や考え方、行動が異なるのである。それを検討することによって、入所者個々の実相に近づくことができる。

近年のハンセン病問題に関する研究は、療養所内における入所者の共同性としての生活実践や集団実践に視点を置いたものが多い。それは、時代の流れから起こった生活の変化や後遺症などに翻弄されながら、自主的に自治的活動を実践してきた入所者個人のそれぞれの語りを通して共同性を検討したものであった。

本稿では、ハンセン病政策が優勢であった1932（昭和7）年から1956（昭和31）年に絞り、特に1947（昭和22）年からの国立ハンセン病療養所栗生楽泉園の管理体制下で、経済活動や社会生活を支えながら、人権闘争や生活改善のための運動を闘ってきた自治会活動や療養所内の生活向上のための自治的活動を中心として、それに関わった入所者3名の個人の考え方や捉え方、そして行動を検討した。入所者の捉え方や考え方の相違は、共同体である自治会組織に困難な局面をもたらすことがあった。この点に限って、「救らいの父」とも、人権無視とも言われた光田への信奉が厚かった国立ハンセン病療養所長島愛生園における国賠訴訟時の自治会のあり方と対処、そして元自治会長の苦悩と葛藤の語りを取り上げ、入所者が力を合わせるために優先して行動したことは何であったかを検討した。

データの分析は、3名の語りから捉え方や考え方の相違があった項目を整理し、自治的活動へと向かわせたと思われる共通項目を抽出した。結果、「自己が置かれている環境への意識」、「自己を取り巻く環境との対峙」、「母親の情愛や重要他者の出会いと記憶」、「内的判断と自己決定による役割獲得および自己再生」が見出された。この共通項目が入所者個々に捉え方や考え方の相違として行動に現れたのであった。

キーワード：ハンセン病療養所管理体制、栗生楽泉園、自治的活動、内的判断、自己決定

市町村立小中学校において特別な教育的ニーズのある子どもの 保護者と教師の信頼関係構築に影響を及ぼす要因

小 林 睦

要 旨

本研究は、特別な教育的ニーズがある子どもの保護者と教師との関係づくりにおける課題を明らかにし、信頼関係を築くためにはどのような関わり方やどのような話し合いをもつことが大切か等、信頼関係構築に影響を及ぼす要因について検討することを目的とした。

研究対象は、A縣市町村立小中学校における教師と子どもが特別支援教育を受ける保護者である。研究方法は、質問紙調査（研究Ⅰ）と自由意志によるインタビュー調査に応じた教師と保護者を対象としたインタビュー調査（研究Ⅱ）である。研究Ⅰは、 χ^2 検定を用いて検定を行い検討し、研究Ⅱは、大谷（2007）の提唱しているSteps for Coding and Theorization（略称SCAT）を用いて分析を行った。

研究の結果、教師は、保護者との合意形成をする上で、学習面、就学・進学面の内容に関する話し合いにおいて困難さを感じる人が多いと分かった。困難さを感じる要因は、子どもについての捉え方（認識）に保護者とのズレを感じることであった。その背景には、子どもへの期待と障害受容の中で苦悩する保護者の姿があった。このようなズレを感じたことを乗り越え、信頼関係構築のためにはどのような関わり方やどのような話し合いをもつことが大切か検討し、次の結論を得た。

まず、土台として、学校全体で支援する意識や体制の構築が必要である。具体的には、保護者からの要望や子どもの実態等に関して情報の引き継ぎが行われ、教師間の情報共有が行われること、そして、どの教職員でも対応できる体制が作られるということである。

次に、土台となる学校全体の意識や体制の上に、1番目の要因は、保護者と教師の密な情報の交換や情報の共有である。ここでは、顔を合わせたコミュニケーション（対話、会話、日常的な挨拶）が重要であった。

2番目の要因は、保護者と教師との情報共有の内容、教師の取り組み方に関することである。子どもの特性を理解し配慮すること、得意なことや長所、頑張っている点や良さを本人にはもちろんのこと、保護者に積極的に伝え、子どもの成長を共に喜ぶことが重要であった。

3番目の要因は、教師の保護者への姿勢に関することである。まずはじっくりと保護者の話を聞いて受け止めること、保護者の考え方を尊重すること、保護者の労をねぎらい、保護者の重荷を軽減することが重要であった。

研究Ⅱのインタビュー調査で、保護者は、障害受容の過程で子どもへの責任感や孤独感に悩み、苦しむ経験をし、教師との信頼関係を築く姿が浮かび上がった。その中で、教師が保護者の心情を共感的に理解し、保護者の立場になって考えることが一般の保護者以上に求められていると考えられた。保護者の苦悩や苦労について知り、「保護者と教師の密な情報の交換・情報の共有」「傾聴、受容的、共感的理解、保護者の考え尊重すること」「ねぎらいや励ましの言葉かけ」等が特別な教育的ニーズのある子どもの保護者と教師の信頼関係構築に影響を及ぼす要因として重要になると考えられた。

キーワード：特別支援教育，保護者と教師，合意形成，信頼関係，質的調査

常磐大学大学院被害者学研究科修士（被害者学）学位論文要旨

〔学位取得者〕

2017年度春セメスター

氏 名	修士論文題目	研究指導教員
佐野 伸樹	ストーカーの被害過程の研究	小柳 武

ストーカーの被害過程の研究

Study of Victimization Process in Stalking

佐 野 伸 樹

要 旨

本研究は、被害者・加害者の出会いに着目してストーキングの被害過程を明らかにするとともに、ストーカーに対応する警察官の視点から警察における危険予測や介入の必要性を検討するために不可欠であるストーキング被害の実態を明らかにすることを目的とした。

警察が受理したストーカー事案の相談記録の中から、インターネット、SNS等のバーチャル空間での出会いからストーカーに発展した相談事案（バーチャル事案）107件と、職場や学校等の実生活の場であるリアル空間での出会いからストーカーに発展した相談事案（リアル事案）107件の計214件を抽出し、テキストマイニング手法を用いてデータ化を実施した。得られたデータからリアル事案とバーチャル事案では、被害者と加害者の性別、年齢層等に違いはあるのかについて独立性の検定を行った。

出会いの種類にかかわらずストーカー事案の多くは、交際関係など親密な関係にあった男女が、別れ話のもつれから、電話やメールなどで、復縁を要求するようになり、相手にされないことから、被害者の家に押し掛けて復縁を求めるという形で行われるストーキングであった。バーチャル事案の場合は、電話やメール等の危険性のないストーキングが長く続く傾向があり、リアル事案の場合は、押しかけ等の身辺危機が危惧されるストーキングに発展しやすい傾向が見られた。リアル事案では「つきまとい・待ち伏せ・押しかけ」、「面会・交際・復縁要求」、「プレゼントを贈る」が、バーチャル事案では「ネット等へ書き込み」、「誹謗中傷内容の言動・メール」が多く出現している。バーチャル事案では、復縁が叶わないと悟ると、復縁要求を継続するのではなく、被害者を誹謗中傷するストーキングを行う傾向が強いことが明らかとなった。

交際時の関係とストーキング被害との関連についての調査では、交際時に「身体的暴力」、「精神的暴力」、「暴れる・物を壊す・器物損壊」、「性的画像の撮影」等の行為を受けている事案は、一定数が逮捕に至る深刻なストーキング被害に発展していることが示された。その一方で、ストーキング発生後に身体的暴力の被害を受けた被害者の多くは、交際時に身体的暴力を受けておらず、突発的に身体的暴力被害を受ける事案が多いことが示された。

今後は多様性に応じた視点、例えば凶悪犯罪に結びつきやすい危険な事案、身辺危機に及ぶ事案など、複雑・多様な事案に焦点を当てた研究を実施し、ストーカー被害の深刻化を防止する体制を構築していく必要がある。

キーワード：ストーカー，相談，警察，SNS，被害過程

常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士(コミュニティ振興学) 学位論文要旨

〔学位取得者〕

2017年度春セメスター

氏 名	修士論文題目	研究指導教員
館花 理久	ギャンブル嗜癖に取り組む依存症回復支援施設の研究 ～連携による機能拡充に向けて～	池田 幸也

ギャンブル嗜癪に取り組む依存症回復支援施設の研究

～連携による機能拡充に向けて～

館 花 理 久

要 旨

本研究は、ギャンブル嗜癪からの回復支援の取り組みについて民間の依存症回復支援施設の役割を踏まえ、他機関との連携による機能拡充の重要性を検討した。

第1章では、嗜癪を「依存の中でも認識と行動の乖離によって、ある特定の行為をやめたいのにやめられない習慣」とし、「物質嗜癪」「プロセス嗜癪」「関係嗜癪」の3つに分類した。ただし、摂食障害のように物質嗜癪とプロセス嗜癪の要素を含む嗜癪もみられるため、実際に嗜癪を捉える場合には「物質嗜癪」「プロセス嗜癪」「関係嗜癪」の3つの要素がどのように関係しているかを精査する必要があるとした。

また、嗜癪の現状は当事者や家族が嗜癪の認識を持ち難いこと、行政機関等に相談した当事者やその家族が医療機関に繋げることが充分行われていないこと、嗜癪に対応できる医療機関や医師が不足していること、回復の困難性から治療が中断しやすいなどの問題点を整理した。

第2章では、ギャンブル嗜癪の現状を厚生労働省による全国調査の結果から整理した。2008年と2013年の比較では、有意な増減は認められなかったが、2016年の調査では「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合は成人の2.7%と推計され、2013年の調査との比較では2.1%ポイントの低下がみられた。

また、日本においてギャンブル嗜癪からの回復支援に関わる機関としては、公的機関の精神保健福祉センターや病院、民間の支援団体としてセルフヘルプグループや依存症回復支援施設などの存在を示した。なかでも、依存症回復支援施設の取り組みは、嗜癪からの回復を目指す人々が共同生活の中で支援を受けて回復の道を辿り、就労支援を通して再び社会生活へ送ることができるようになるまでの継続支援が可能である点に注目した。さらに課題としては、アルコールや薬物による嗜癪と同じような予防のための環境整備、法的措置、倫理的配慮、治療に適切な措置がとられていない点を指摘した。

第3章では、二つの依存症回復支援施設の複数の職員へのインタビュー調査に基づき、施設のあり方を検討した。その結果、両施設では利用者によるグループミーティングが行われ、ギャンブル依存経験スタッフと依存経験のない運営スタッフによる支援がなされ、ギャンブル・家族・借金・人間関係・就業に対する考え方や各自の人生観の再認識・再構築を通じた社会復帰の取り組みが行われていることを明らかにした。

しかし、実際には依存症回復支援施設の社会的認知度は低く、ギャンブル嗜癪からの回復支援を必要とする人に施設の存在意義が伝わっていないという問題点を明示した。

これらから、ギャンブル嗜癪からの回復を目指す人々の多様なニーズに応えるには、依存症回復支援施設の認知度を高めるとともに、他機関とのコーディネーションに基づく連携によって、回復支援のための機能拡充が可能となることを明らかにした。

キーワード：ギャンブル嗜癪、依存症回復支援施設、連携、情報の共有化、コーディネーション

常磐大学大学院学術論文発行規程

制 定 1992年 6 月24日 研究科委員会

全面改正 2013年 6 月 7 日 教学会議

(目 的)

- 第 1 条 常磐大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術研究の推進および成果の公表と相互交換をすることを目的として、「常磐大学大学院学術論文」（以下「学術論文」という。）を発行する。

(編集委員会)

- 第 2 条 学術論文の編集業務を行う機関として、教学会議のもとに常磐大学大学院学術論文編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。
- ② 編集委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
1. 各研究科委員会からの代表 1 名
 2. その他委員長が指名した者 1 名
- ③ 委員長は、委員の互選とする。
- ④ 委員の任期は、4 月 1 日から 2 年とし、再任を妨げない。
- ⑤ 編集委員会は、編集業務に協力を得るために、各研究科の大学院生 1 名を編集補助者として委嘱することができる。

(任 務)

- 第 3 条 編集委員会は、原則として毎年度 1 回学術論文を発行する。

(投稿資格)

- 第 4 条 学術論文への投稿資格者は、次のとおりとする。
1. 大学院に設置する科目の授業担当者
 2. 大学院博士課程（後期）に在籍する学生および研究生
 3. 大学院博士課程（後期）を修了した者（満期退学した者も含む）
 4. 大学院修士課程に在籍する学生および研究生
 5. 大学院修士課程を修了した者
 6. 編集委員会が特に認めた者

(論稿の種類)

- 第 5 条 学術論文に掲載する論稿は、次のとおりとする。
1. 原著論文 原著論文とは、独創的な研究から得られた成果を報告する学術論文で、人文社会科学・自然科学の進歩や発展に寄与するものをいう。
 2. 研究ノート 研究ノートとは、研究途上にあり、研究の原案や方向性を示したものをいう。
 3. 研究レビュー 研究レビューとは、当該研究に関する先行研究を網羅的にまとめ、研究の動向を論じたものをいう。

4. 書評 書評とは、新たに発表された内外の著書および論文の紹介をいう。
 5. 学界展望 学界展望とは、諸学界における研究動向の総合的概観をいう。
 6. その他 その他とは、その他の論稿であって編集委員会が特に認めたものをいう。
- ② 前項のものは、未発表のものを原則とする。

(編 集)

第 6 条 編集委員会は、前条第 1 項に規定する論稿について、募集し、編集する。

- ② 投稿に関しては、別に定める。

(審 査)

第 7 条 編集委員会は、第 5 条第 1 項に規定する論稿について、編集委員会が委嘱した者の査読を経た後に、掲載の適否を判断する。

- ② 編集委員会は、投稿者に対して、必要に応じて加筆、訂正、削除または掲載見送り等を要求することがある。

(著作権および出版権等利用の許諾)

第 8 条 学術論文に掲載されたすべての論稿の著作物は、著作権者に帰属する。

- ② 著作権者は、大学院に対し、当該論稿に関する出版権の利用につき、許諾するものとする。
- ③ 著作権者は、大学院に対し、電子化した当該論稿の常磐大学のホームページへの公開について許諾するものとする。

(保管・管理)

第 9 条 学術論文の保管ならびに各大学および研究機関との交換は、情報メディアセンターが行う。

(事 務)

第 10 条 学術論文の発行事務は、学事センター研究教育支援係が行う。

附 則

1. この規程の改廃には、研究科委員会の議を経て教学会議の承認を得るものとする。
2. この規程は、2006年 4 月 1 日に遡及して施行する。
3. この規程は、2013年 6 月 7 日に全面改正を行い、2013年 4 月 1 日に遡及して施行する。

『常磐大学大学院学術論究』

学 術 雑 誌 執 筆 要 項

(2019年度版)

I. 『常磐大学大学院学術論究』への投稿に関する諸注意

『常磐大学大学院学術論究（以下、学術論究）』は、常磐大学大学院の趣旨ならびに特色を考慮した学術専門雑誌です。本大学院学術論究発行規程第5条第1項が定める学術論文などを掲載します。

投稿論文等は、その内容が過去に他誌に掲載（注：抄録のみの場合は除く）されていないもの、あるいは現在投稿中もしくは掲載予定でないものに限り、新規の所在が明確で、要旨が一貫して明解な論文をお寄せください。記述は簡潔にし、類似する図表は省略してください。

なお、掲載されたすべての論文の著作権は著者に帰属しますが、出版権は常磐大学大学院（以下、本学）に帰属します。また、掲載された論文は電子化し、本学ホームページで公開します。

投稿について

投稿は有資格者に限り、本文は原則として邦文、英文のどちらかとします。英文の場合、ネイティブの専門家の校閲を受けることを原則とします。

投稿原稿は公示（掲示および学内資料の配布）によって募集し、掲載の採否を編集委員会にて決定し、郵送にて投稿者にお知らせします。採用となった場合は掲載受付証を発行します。

なお、投稿論文数が2編以下の場合は、休刊にすることがあります。

1. 原稿の提出について

原稿は、コピーを含めて計2部とその内容を保存した電子媒体（CD-RまたはUSBメモリとし、原則としてMSWordで入力したもの）を学事センター研究教育支援係に、指定された期日までに提出してください。

教員以外の投稿者（大学院生）は、研究指導教員あるいはこれに準ずる教員（リーダーも含める）の推薦文（研究指導教員評価シート）をつけて提出してください。ただし、研究指導教員あるいはこれに準ずる教員（リーダーも含める）が、共著者になる場合はその限りではありません。

なお、著者の責任において、原稿の損傷・紛失に備えてコピーを保存してください。

採用となった場合、校正は初校のみとし、著者にお願いします。校正期間は2日間で字句のみとします。校正段階での加筆訂正は原則として認めません。

投稿にあたり規定が遵守されなかった原稿は受理されません。

送付先：〒310-8585 水戸市見和1-430-1

常磐大学大学院学術論究編集委員会 宛て

2. 有資格者について

『学術論究』に投稿することのできる有資格者は、次のとおりです。

〔参考〕大学院学術論究発行規程（第4条）

- ① 本大学院に設置する科目の授業担当者
- ② 本大学院博士課程（後期）に在籍する学生および研究生
- ③ 本大学院博士課程（後期）を修了した者（満期退学した者も含む）
- ④ 本大学院修士課程に在籍する学生および研究生
- ⑤ 本大学院修士課程を修了した者

⑥ 編集委員会が特に認めた者

注：筆頭執筆者が上記に該当すれば、その投稿は認められるものとします。ただし、筆頭執筆者が上記に該当しない場合、第2著者以降に上記該当者が含まれていても、その投稿は原則として認められません。

3. 募集論文の種類

①原著論文②研究ノート③研究レビュー④書評⑤学界展望⑥その他、編集委員会が特に認めたもの
原著論文と研究ノートはいずれも学術論文に含みます。いずれも独創的な研究で、科学上意義ある結論または事実を含むものです。

- ① 原著論文とは、著者による独創的な研究から得られた成果を報告する学術論文で、科学技術の進歩や発展に寄与するものです。その成果と内容、ならびに論文形式等が当編集委員（査読者も含む）によって原著論文に値すると認められた論文ということが出来ます。
- ② 研究ノートとは、これまでの研究の概要を暫定的に報告した論文であり、新しい発見や着想を早く公表することを目的としたものをいいます。研究テーマにかかわる先行研究を詳細に概観する必要はありません。また図や表も最小限にとどめ、確定した事実だけを記し、後に改変の必要が起こるような内容を含めないことが望まれます。
- ③ 研究レビューとは、当該研究テーマに関する先行研究をまとめたものをいいます。先行研究を網羅的にまとめ、当該研究の研究動向を論じたものなどが対象となります。
- ④ 書評とは、新たに発表された内外の著書または論文の紹介をいいます。
- ⑤ 学界展望とは、諸学界における研究動向の総合的外観をいいます。
- ⑥ その他とは、①～⑤以外の論稿であって編集委員会が投稿を認めたものをいいます。

以上の観点から、投稿者の希望と異なる論文種になる場合があります。ご了承ください。

4. 査読について

① 査読結果の通知について

原則としてすべての論文等に対して査読を実施します。編集委員会ならびに編集委員会が特に認める者（学外の者に依頼する場合もありうる）が査読し、掲載の採否を決定します。査読結果の通知および修正原稿の提出等、査読に関する作業は、原則として電子メール（データ添付）で行います。

査読結果は、次のA～Dの4段階で通知します。

「A. 無条件に掲載可能である。」

「B. 修正すれば掲載しても構わない。再提出後、修正完了の確認をする。」

「C. 大幅修正しなければ掲載不可（修正の上、再審査をする）。」

「D. 掲載不可。」

② 査読結果に対する異議申し立てについて

「D. 掲載不可。」の査読結果に異議がある場合、著者は1回に限り異議申し立てを行うことが出来ます。異議申し立てを行う場合は、論文題名・著者名・異議申し立て事項および理由を記載した書面（様式任意）を、指定された期日までに学事センター研究教育支援係へ郵送してください（期日必着）。編

集委員会で異議申し立ての採否を審査します。異議申し立てに対する審査結果は書面で著者に通知します。なお、異議申し立ての結果、掲載が認められた場合であっても編集日程の都合上、次号以降への掲載となる場合があります。

③ 査読の回数について

査読は2回までとします。2回目の査読結果が、「C. 大幅修正しなければ掲載不可。」または「D. 掲載不可」となった論文等は、掲載不可とします（ただし次号以降への再投稿は妨げない）。

II. 論文等原稿作成上の注意

頁構成	1 枚目（表紙）……表題、著者名他
	2 枚目……………要旨（Abstract）、キーワード（Key words）
	3 枚目……………本文

《1 枚目（表紙）》

下の1～3については、本文が邦文の場合は邦文・英文を併記し、本文が英文の場合は、英文のみを記載する。

1. 表題

「……の研究」というような大ざっぱな表記を避け、論文の内容、新知見を表記した簡潔で明瞭なものとする。また、長い場合は略題（ランニングタイトル）をつける。2編以上の原稿を同時に提出する場合は、それぞれ別の表題をつける。

2. 著者名（フリガナ）

3. 所属、領域、研究指導教員名

4. 図表の数

5. 抜刷希望部数（贈呈分50部を含む）※50部以上は自己負担（または個人研究費）

6. 連絡先住所・電話番号（FAX番号；e-メールアドレス）

7. 編集・印刷上の注意事項の指示（朱書）

《2 枚目》

1. 論文の要旨（Abstract）

和文（600字～800字程度）および英文（150語～200語程度）で併記すること。読者が一読して論文の内容が明確に理解できるものとする。

2. キーワード（Key words）

日本語および英語で5個以内。やむを得ず邦語のキーワードを含む場合には、ローマ字表記の邦語のキーワードを併記すること。

《3 枚目～本文》

1. スタイル、枚数

A4判用紙に横書き。図表と写真は一点につき一枚に換算し、所定の枚数に含める。

また、必ず行番号を付してください。

〔本文が和文の場合〕

文章は現代かなづかいとする。

ワープロ使用

40字×30行設定で、①原著論文は16～20枚、②研究ノートは8～10枚、③研究レビュー、④書評、⑤学界展望、⑥その他、についてはおおよそ8枚まで、とする。なお変換できない文字や記号は、手書きで明瞭に書き入れる。

手書き

400字詰原稿用紙を使い、①原著論文は50～60枚、②研究ノートは25～30枚、③研究レビュー、④書評、⑤学界展望、⑥その他、についてはおおよそ25枚まで、とする。

〔本文が英文の場合〕

フォント11の活字を使用したワープロによる印字のみとし、30行設定で入力する。①原著論文は20～25枚、②研究ノートは10～20枚、③研究レビュー、④書評、⑤学界展望、⑥その他、についてはおおよそ10枚まで、とし、原語綴りは行端末で切れないようにする。

可能なかぎりネイティブの専門家の校閲を受けること。

2. 構成

論文の構成は次のように編成する。ただし、それらは必ずしも見出しの表記法を規定するものではない。〔注1、注2〕なお、中見出しは、適宜考慮して適切に表現する。

はじめに：序言または緒言に相当するもの。研究の位置づけおよび目的を明示する。

研究の方法

結 果

考 察

結 論

謝 辞…出来るだけ簡単に、研究費の出所等も記載する。

引用文献…〔注3〕

図表・写真のタイトル（説明文を含む）…〔注4〕

〔注1〕総説、講座、または専門分野の学会などの慣行に従うことが望ましい場合には、上記の構成の限りではなく、適宜考慮して記述する。ただし、学生が投稿する場合は、その標準的な構成を示したサンプルを一部提出することが望まれる。

〔注2〕自己の知見と他人のものとの比較で、異論を論じるだけの場合は、出来るだけ「結果および考察」に相当する一章にまとめる。ただし、その場合は、研究ノートに分類されることもある。

〔注3〕（引用文献について）

1. 本文中に引用する際の表記法

文献に記述された内容を本文中に引用する場合には、基本的にはそのまま書き写さずに自分の言葉に置き換えて記述すること。

○1名の研究者による文献の場合

Skinner (1967) は、……と述べている。

井上（1993）の研究では、・・・が明らかにされた。

・・・と報告されている（Sidman, 1990）。

・・・が指摘されている（山本, 1997）。

○2名の研究者による共同研究の場合

Horne and Lowe（1996）によれば、・・・

・・・が報告されている（Sekuler& Blake, 1985）。

・・・と報告されている（谷島・新井, 1996）。

○3名以上の場合

- ・本文中に初めて出すときには、全ての研究者の名前を記述する。

柏木・東・武藤（1995）は、・・・と述べている。

Matthews, Shimoff, and Catania (1987) は、・・・を調べた。

・・・が報告されている（Matthews, Shimoff, & Catania, 1987）。

- ・2回目以降は、以下のように省略して記述する。

柏木他（1995）は、・・・と述べている。

柏木ら（1995）は、・・・と述べている。

Matthews et al. (1987) は、・・・ことを指摘している。

・・・が指摘されている（Matthews et al., 1987）。

名前は基本的に姓のみを表記する。ただし、同姓の人物が引用されていて紛らわしい場合には、日本語名であればフルネームを書き、欧文名であればファーストネームのイニシャルを添えて書くこと。

※原文の直接的引用

どうしても文献の内容を原文のまま引用したい場合には、次のようにすること。

・・・高橋（2001）は、この問題に関して次のように述べている。

（1行空ける）

ヒトの場合、言語行動が・・・

・・・（高橋, 2001, p. 102）。

（1行空ける）

以上のように高橋は、・・・

2. 引用文献のリストの書式

本文中に引用した文献は、全て最後の引用文献のリストに記載すること。リストは、アルファベット順に並べ替えること。同じ著者の場合は、発表年代順に並べる。

○初版の場合

松沢哲郎（2000）. チンパンジーの心 岩波現代文庫

Skinner, B.F. (1974). *About behaviorism*. New York, NY: Knopf.

○改訂版の場合

芝 祐順（1979）. 因子分析法 第2版 東京大学出版会

Catania, A.C. (1984). *Learning*. 2nd ed. Englewood Cliffs, NJ Prentice-Hall.

○編集された書籍の場合

Hayes, S.C. (Ed.) (1989). *Rule-governed behavior: Cognition, contingencies, and instructional control*. New York, NY: Plenum.

海保博之・原田悦子（編）（1993）. プロトコル分析入門 新曜社

○編集された書籍の場合（特定章）

Chase, P. N., & Danforth, J. S. (1991). The role of rules in concept learning. In L.Parrott & P.N.Chase (Eds.), *Dialogues on verbal behavior*. Reno, NV: Context Press. pp.226-235.

佐藤方哉（1983）. 言語行動 佐藤方哉（編） 現代基礎心理学6 学習Ⅱ 東京大学出版会 183-214.

○雑誌の場合（DOI番号がある場合は記載すること）

木本克己・島宗 理・実森正子（1989）. ルール獲得過程とスケジュール感受—教示と形成による差の検討— 心理学研究, **60**, 290-296.

Shimoff, E., Catania, A. C., & Matthews, B. A. (1981). Uninstructed human responding :Sensitivity of low-rate performance to schedule contingencies. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, **36**, 207-220. doi: 10.1901/jeab.1981. 36-207

○Webサイトの場合.

長瀬産業株式会社ヘルスケア事業部（2001）. <OLの化粧に関する意識調査>結果報告 (2001.12.13.) <<http://www.nagase.co.jp/whatsnew/20011213.pdf>>（2002年1月10日）

文献の標記の仕方については、「日本心理学会執筆・投稿の手引き（2005年改訂版）」を参照すること（日本心理学会ホームページ <http://www.psych.or.jp/tebiki.doc>）。

他に下記の書籍が参考になる。

APA（アメリカ心理学会）著 江藤裕之・前田樹海・田中建彦（訳）（2011）. APA論文作成マニュアル 第2版 医学書院

原著

American Psychological Association (2010). *Publication manual of the American Psychological Association. Sixth edition*. Washington, DC: American Psychological Association.

〔注4〕（図表・写真について）

1. そのまま印刷できる鮮明なものを用いる。光沢のある白い印画紙の上に焼き付けたものかそれに準じたものとし、手書きは不可とする。また、大きさは横幅7～14 cm のものを用意する。文字の大きさについては、原寸大として使う場合は、最低1.5 mmの高さが必要である。
2. 原図の裏には著者名・図表番号・天地の指示を鉛筆書きし、A4判の台紙に貼付する。特に、大きさや配置に希望のある場合は明記する。
3. 図表は、和文では「第1図」または「図1」、「第2表」または「表2」のように、英文では「Fig. 1」、「Table 1」のように表わし、本文中と統一する。また、タイトルおよび説明文（注記を含む）は写真判には含めず、別紙に表記したものを添付する。

4. 本文中で、図表挿入部位の表示は、本文の右欄外に朱書きで指示する。

Ⅲ. 編集作業について

編集作業は以下の予定で行います。

- | | |
|--------------------|----------|
| 1. 投稿募集案内と投稿申込書の配布 | 6月下旬 |
| 2. 投稿申込書の提出締め切り | 7月中旬 |
| 3. 執筆要項、投稿提出用紙等の送付 | 7月下旬 |
| 4. 原稿提出締め切り | 10月上旬 |
| 5. 査読者の決定と査読依頼書の送付 | 10月上旬 |
| 6. 査読締め切り | 11月中旬 |
| 7. 修正原稿提出の締め切り | 11月下旬 |
| 8. 再査読依頼 | 12月上旬 |
| 9. 再査読締め切り | 12月中旬 |
| 10. 最終原稿提出締め切り | 1月上旬 |
| 11. 入稿 | 1月下旬 |
| 12. 初校の送付（校正依頼） | 2月上旬 |
| 13. 初校校正の締め切り | 2月中旬 |
| 14. 校正最終締め切り | 2月下旬 |
| 15. 校了・印刷 | 2月下旬 |
| 16. 本誌と別刷りの送付 | 3月下旬（予定） |

Scientific Journal of Tokiwa University Graduate School Guidelines

(2019 edition)

I . Information for authors regarding contributions to the Scientific Journal of Tokiwa University Graduate School

The Scientific Journal of Tokiwa University Graduate School is an academic periodical that considers themes related to the Tokiwa University Graduate School. Selected academic papers and other appropriate material are published according to the Tokiwa Graduate School Scientific Journal Regulations No. 5 Article 1.

Only submissions that have not been previously published (not including the publication of quotations or small excerpts), or are not currently in the process of being published will be considered. Abstracts should clearly define research findings, but should be brief and not include any tables or diagrams.

The copyrights of submitted manuscripts will belong to the author(s), but the publishing rights will belong to Tokiwa University Graduate School. All published manuscripts will be converted to electronic form as well as be published on the homepage of Tokiwa University.

Contributions

Journal contributions are restricted to only those determined eligible by the university (see “Eligibility” below). Contributions will only be accepted in English or Japanese; all contributions in English should be proofread by a native speaker before submission.

Call for papers will be announced via the bulletin board in the 4th floor graduate student room of Q Building. After the Editorial Board reviews submissions, they will notify all authors by mail as to whether or not their submission was accepted for publication. Authors of accepted contributions will be given written verification that their paper was accepted. In the case that only two or less contributions are accepted for publication, journal publication may be postponed to a later date.

1. Manuscript Submission

Authors must submit two copies including one digital copy and one original manuscript. Digital copies can be submitted on CD-R or by USB flash drive, but the format must be MS Word (or equivalent). All submissions should be either handed in to the Academic Affairs Office, or mailed to the address below by the appointed date and time.

With the exception of contributing teaching staff, all of those who submit a paper must also submit a letter of recommendation from their Research Mentor or another applicable advisor. However, this is not the case if the Research Mentor or another applicable advisor (including the leader) becomes a coauthor.

It is the author's responsibility to save an extra copy of the submission in the event that one of the submitted copies is somehow damaged or misplaced. Once a submission is accepted, it is requested that authors have it proofread.

Authors will be given two days to have the proofreading done, and the content of the submission must not be changed in the process. Further editing will not be allowed once a manuscript is resubmitted.

Manuscripts that do not adhere to the correct submission guidelines as outlined will not be accepted.

(Send to)

**Tokiwa University Scientific Journal Committee
1-430-1 Miwa, Mito, Ibaraki 310-8585**

2. Eligibility

Only those who fit in one of the following categories will be eligible to contribute. (In accordance with the Scientific Journal of Tokiwa Graduate School Regulations No. 4).

1. Course instructors for the Tokiwa University Graduate School.

2. Students or researchers enrolled in Tokiwa University's doctoral program.
3. Anyone who has completed Tokiwa University's doctoral program.
4. Students or researchers enrolled in Tokiwa University's master's program.
5. Anyone who has completed Tokiwa University's master's program.
6. Those specially recognized by the Editorial Board.

Note: In the case that a manuscript is submitted under multiple authorships, it will still be accepted if secondary authors do not meet the above requirements as long as the first author does. However, if the first author of a submission does not meet the requirements stated above, his or her submission will not be accepted, regardless of whether or not secondary authors do in fact meet the requirements.

3. Categories for paper application acceptance

1. Original article
2. Research notes
3. Research review
4. Book review
5. Insights on an academic society,
6. Others

Both original articles and research notes are categorized as academic papers.

- ① The merit of submitted original articles (including its contents, results, layout, etc.) will be determined by the editor assigned to evaluate the manuscript.
- ② Research notes serve as a temporary report and outline of research completed to a certain point but still pending final results. When composing the research notes, it is not necessary to make a detailed outline of the previous research that matches the research theme. They should include just factual information, minimizing the usage of tables and figures. Furthermore, research notes should not include any information that may be subject to change as the research continues.
- ③ A research review is a collection of prior research concerning a particular research theme. The purpose of the Research Review is to give a comprehensive review of previously published research and argue or discuss a particular view of the work.
- ④ A book review is an introduction to a recently published book or scholarly article.
- ⑤ Writings on insights on academic society are comprehensive commentaries on research trends in the academia surrounding a particular field.
- ⑥ "Others" includes any manuscript contribution other than those mentioned that is accepted by the Editorial Board.

Based on the above descriptions, contributors should be aware that the category under which a given manuscript is submitted is subject to approval and possible change.

4. Peer review

- ① Notification of peer review results

As a general rule, all manuscripts will be subjected to peer review. Judgment about the status and acceptance, rejection, or a submission of a manuscript will be made by the Editorial Board, or those specially recognized by the Editorial Board. Any work related to the reviewing process such as notification of the review results or submission of revised manuscripts shall, as a general rule, be conducted over e-mail (through use of file attachment).

Peer review results shall be notified as one of the following (A through D):

“A. Publishable without condition.”

“B. May be published if revised. Confirmation of final revision after re-submission.”

“C. Not publishable unless significant changes are made (re-examination conducted after revision).”

“D. Unfit for publication.”

② Formal appeal of peer review results

In cases when an author objects to the results of peer review of “D. Not allowed”, he or she can formally appeal the decision at a limit of ONE (1) time. In such a case, the author must prepare a letter (no prescribed format) that contains the manuscript’s title, author’s name, the specific item to which he or she objects, and the reason for the objection, and send it by postal mail to the Tokiwa University Academic Affairs Office to arrive no later than the final date of the prescribed period for appeal. Following receipt, the Editorial Board will review the objection and decide whether or not to accept or reject it. The results of this review will be notified to the author in writing. Moreover, in cases in which publication is permitted following the results of the appeal, the accepted manuscript may not be published until the following issue, depending on the editing schedule for the current issue.

③ Number

Review can take place a maximum of TWO (2) times. Manuscripts that are given the results of either “C” or “D” (above) after their second review will not be published. (However, this will not disqualify a revised draft from being submitted for a future issue.)

II. Important points to remember when preparing a manuscript for submission

Page Composition 1st page (front cover) Title, Author's name, etc.

2nd page Abstract, keywords

3rd page Body

Front Cover (and binding)

1. Title

Try to avoid overly-broad titles such as “Research on [X] topic.” Titles should be brief but clear in their description of the contents of the manuscript. Use a running title if the original title is very long. If you plan to submit two or more separate manuscript copies at one time, make sure that they have different titles.

2. Author's Name

3. Position, field of work/study, name of Research Mentor

4. Number of figures and tables in text

5. Anticipated number of reprints (up to 50 reprints will be provided for distribution at no extra fee)

6. Contact address, telephone number (FAX number and e-mail address)

7. Important notes regarding editing/printing (please write using red ink)

Page 2

1. Abstract

The abstract should be between 600 and 800 Japanese characters and 150 and 200 English words written side-by-side, and should be written in a way that readers can gain a clear understanding of the contents of the paper by reading it.

2. Keywords

Up to five keywords in Japanese and English should be included after the abstract. All keywords in Japanese should have their Romanization declared and written beside it.

Page 3 - Text body

1. Style, number of pages

Use standard A4 sized paper. Separate figures and tables should be included in such a way that they can be

easily included alongside the text in the manuscript.

Use a word processing program such as Microsoft Word to type and print the paper (font size 11, 30 lines per page). ①Original articles should consist of 20-25 pages, ② research notes should consist of 10-20 pages, and other submissions (③research reviews, ④book reviews, ⑤insights on academic society, and ⑥other submissions) should consist of no more than 10 pages. Please justify text in a manner that does not force word-splitting at the end of lines. Manuscripts should be proofread by a native speaker of English before being handed in.

2. Organization

Manuscripts should be organized in accordance with the guidelines written below. However, there is possibility for slight deviations from layout described (see notes 1 and 2).

Introduction: Clearly indicate the purpose and the of the research in the preface or its equivalent

Research Method

Results

Discussion

Conclusions

Acknowledgements: list research contribution sources, etc.

References (See Note 3)

Appendices (including explanatory notes - see Note 4)

(Note 1) Slight deviations from the organization prescribed above will be considered based on their suitability and the reasons for the differences. However, a sample of the standardized guidelines used should be provided when a manuscript is submitted using a different organizational standard than the one described.

(Note 2) In the case that there is a difference in opinion between the contributor and any other involved party regarding any of the contents of the manuscript, the disputed issue should be outlined in a separate chapter titled "Results and Considerations." If this is the case, the manuscript will be classified as "Research Notes."

(Note 3) References

1. In-text citations (in margins)

For in-text citations of literature, text can be transcribed directly from the source.

Citations for a single author

i.e. "According to Skinner (1967)..."

"...are reported (Sidman, 1990)."

Citations for two authors

i.e. "According to Horne and Lowe (1996)..."

"...are reported (Sekuler & Blake, 1995)."

Citations for three or more authors

When the citation appears for the first time in the text, list all of the authors' names.

i.e. "According to Matthews, Shimoff, and Catania (1987)..."

"...are reported (Matthews, Shimoff, & Catania, 1987)."

For every subsequent appearance of the citation, you should abbreviate it according as is done in the following example.

i.e. "According to Matthews et al. (1987),..."

"...are reported (Matthews et al., 1987)."

Only the authors' surname must be used when citing names. In the event that two authors share

the same surname, please also include the first initial of the author following the surname.

* Direct citation of text

When you wish to directly cite a source, use the following as a guideline.

“...Takahashi (2001) addressed the problem with the following.”

(1 line space)

“In the case of
. (Takahashi, 2001, p.102)”

(1 line space)

“So, as can be gathered from Takahashi’s statement above,…”

2. Format for cited reference list

All references that are cited in the text need to be listed. This list should be displayed in alphabetical order by the name of the leading author. If two books share the same author name, list in order of publication date.

First editions

Skinner, B. F. (1974). *About behaviorism*. New York ; NY : Knopf.

Revised editions

Catania, A. C. (1984). *Learning*. 2nd ed. Englewood Cliffs, NJ : Prentice-Hall.

Edited texts

Hayes, S. C. (Ed.) (1989). *Rule-governed behavior: Cognition, contingencies, and instructional control*. New York; NY: Plenum.

Journals. (Include the DOI number if available.)

Shimoff, E., Catania, A. C., & Matthews, B. A. (1981). Uninstructed human responding : Sensitivity of low-rate performance to schedule contingencies. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, **36**, 207-220. doi: 10.1901/jeab.1981.36-207

Web addresses

Landsberger, J. (n.d.). Citing Websites. In *Study Guides and Strategies*. Retrieved May 13,2005, from <http://www.studygs.net/citation.htm>.

References should be cited according to academically accepted guidelines, such as those released by the American Psychological Association.

American Psychological Association (2010). *Publication manual of the American Psychological Association. Sixth edition*. Washington, DC: American Psychological Association.

(Note 4) Tables and Figures

1. Only clear images should be used. Figures and tables should be printed onto white, glossy paper, and should not contain anything hand-written. The width of all images should be 7-14 cm.
2. The author’s name, figure number, and any layout instructions should be written in pencil on the back of a figure, and then pasted on a separate piece of paper. If the author has any specific instructions regarding the size or positioning of a figure, he or she should indicate so on the page the figure is pasted to.
3. All tables or figures should be labeled as “Table 1” or “Fig. 1.” Any titles, explanations, or annotations to charts or figures should be written on the intended text page where the figure will be placed rather than on the accompanying the image page.
4. Any explanatory text accompanying figures should be written in red ink in the margin right of the figure will be placed on the manuscript page.

III. Editing Schedule

The following outlines the planned schedule for editing work:

1. Distribution of contribution application information and application forms (Late June)
2. Deadline for contribution applications (Mid-July)
3. Distribution of documents and forms required for contributing (Late July)
4. Manuscript submission deadline (Early October)
5. Official request will be sent to selected reader manuscripts reviewers (Early October)
6. Reading deadline (Mid-November)
7. Resubmission deadline (Late November)
8. Second review of manuscript (Early December)
9. Second review deadline (Mid-December)
10. Final submission deadline ((Early January)
11. Draft (Late January)
12. Sending of first proofs (Early February)
13. Deadline for first proofs (Mid-February)
14. Final proofreading deadline (Late February)
15. Final manuscript printing (Late February)
16. Distribution of final printed journals (Late March)

編 集 委 員
面澤 弘行（委員長） 大高 泉
水嶋 陽子 砂金 祐年
千手 正治

常磐大学大学院学術論究 第6, 7号合併号

2020年3月31日 発行
非 売 品

常磐大学大学院人間科学研究科
編集兼発行人 学術論究編集委員会委員長 面 澤 弘 行
〒310-8585 水戸市見和1丁目430-1 電 話 029-232-2511(代)

常磐総合印刷株式会社
印刷・製本 〒310-0036 水戸市新荘3-3-36
電 話 029-225-8889(代)

目次

□ 原著論文

- ・ 国民が参画した被害者支援について
— 国民の被害者理解の促進の必要性 — …… 稲垣友徳 1
- ・ 緩和ケア臨床に携わる看護師の変容的学習と適応的熟達化
…… 渡辺めぐみ・伊東昌子・角智美・三橋彰一 11

□ 付 録

- ・ 常磐大学大学院人間科学研究科博士課程（後期）学事記録 …… 付－ 1
- ・ 常磐大学大学院被害者学研究科博士課程（後期）学事記録 …… 付－ 1
- ・ 常磐大学大学院人間科学研究科修士課程学事記録 …… 付－ 2
- ・ 常磐大学大学院被害者学研究科修士課程学事記録 …… 付－ 2
- ・ 常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士課程学事記録 …… 付－ 2
- ・ 常磐大学大学院人間科学研究科博士（人間科学）学位論文要旨 …… 付－ 3
- ・ 常磐大学大学院被害者学研究科博士（被害者学）学位論文要旨 …… 付－ 7
- ・ 常磐大学大学院人間科学研究科修士（人間科学）学位論文要旨 …… 付－ 8
- ・ 常磐大学大学院被害者学研究科修士（被害者学）学位論文要旨 …… 付－ 14
- ・ 常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士（コミュニティ振興学）学位論文要旨
…… 付－ 16
- ・ 常磐大学大学院学術論文発行規程 …… 付－ 18
- ・ 常磐大学大学院学術論文学術雑誌執筆要項 …… 付－ 21
- ・ 常磐大学大学院学術論文学術雑誌執筆要項（英文） …… 付－ 29